

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令 新旧対照表  
 第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の二十二）</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 道府県民税（第六条の二十三―第九条の二十三）</p> <p>第二節 事業税（第十条―第三十五条の四の五）</p> <p>第三節 地方消費税（第三十五条の五―第三十五条の二十二）</p> <p>第四節 不動産取得税（第三十六条―第三十九条の八）</p> <p>第五節 道府県たばこ税（第三十九条の九―第三十九条の十五）</p> <p>第六節 ゴルフ場利用税（第四十条―第四十二条）</p> <p>第七節 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）</p> <p>第八節 自動車税（第四十四条―第四十四条の十一）</p> <p>第九節 釧区税（第四十五条）</p> <p>第十節 道府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の五）</p> <p>第三章 市町村の普通税</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 固定資産税（第四十九条―第五十二条の十七）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の二十二）</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 道府県民税（第六条の二十三―第九条の二十三）</p> <p>第二節 事業税（第十条―第三十五条の四の三）</p> <p>第三節 地方消費税（第三十五条の五―第三十五条の二十二）</p> <p>第四節 不動産取得税（第三十六条―第三十九条の八）</p> <p>第五節 道府県たばこ税（第三十九条の九―第三十九条の十五）</p> <p>第六節 ゴルフ場利用税（第四十条―第四十一条）</p> <p>第七節 自動車取得税（第四十二条―第四十二条の十一）</p> <p>第八節 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）</p> <p>第九節 自動車税（第四十四条―第四十四条の三）</p> <p>第十節 釧区税（第四十五条）</p> <p>第十一節 道府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の五）</p> <p>第三章 市町村の普通税</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 固定資産税（第四十九条―第五十二条の十七）</p>

第二節の二 軽自動車税（第五十二条の十八―第五十二条の二十三）

第三節 市町村たばこ税（第五十三条―第五十三条の七）

第四節―第六節 略

第三章の二―第五章 略

附則

（相続人の代表者の指定等）

第二条 略

2 法第九条の二第一項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。

一 略

二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）

被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

第二節の二 軽自動車税（第五十二条の十八）

第三節 市町村たばこ税（第五十三条―第五十三条の七）

第四節―第六節 略

第三章の二―第五章 略

附則

（相続人の代表者の指定等）

第二条 略

2 法第九条の二第一項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でなければならない。

一 略

二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）。以下この項において同じ。）、被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）

三 相続人の代表者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

四 前二号に掲げる相続人のうち法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

3  
6 略

（納税者等の特殊関係者の範囲）

第五条 法第十一条の七に規定する納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社 　で政令で定めるものは、次

に掲げる者とする。

一 納税者又は特別徴収義務者の配偶者その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

二 前号に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他の個人で、納税者又は特別徴収義務者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号 　に掲げる者を除く。

）及びその者と前二号のいずれかに該当する関係がある個人

3  
6 略

（納税者等の特殊関係者の範囲）

第五条 法第十一条の七に規定する納税者又は特別徴収義務者の親族その他 　納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 納税者又は特別徴収義務者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他の個人で、納税者又は特別徴収義務者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。

）及びその者と前三号の 　に該当する関係がある個人

四 納税者又は特別徴収義務者が法人税法第六十七条第二項に規定する

会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）

である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社

六 納税者又は特別徴収義務者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

2 略

（無償又は著しい低額の譲渡等の範囲等）

第六条 略

2 法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させて

五 納税者又は特別徴収義務者が同族会社

である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前四号の一 に該当する関係がある個人

六 納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 納税者又は特別徴収義務者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

2 略

（無償又は著しい低額の譲渡等の範囲）

第六条 略

いる個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 滞納者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 略

2 前項の規定は、法第七十三条の二第八項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）

、第七十四条の十四第三項

、第四百四十四条の三十第二項、第百

六十四条第七項（法第六百六十五条第三項において準用する場合を含む。）

（、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七条第三項又は第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 略

2 前項の規定は、法第七十三条の二第八項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）

、第七十四条の十四第三項、第二百二十五条第七項（法第二百二十六条第二

項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三十第二項

（、第四百七十七条第三項又は第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む

。の規定による充当について準用する。

(納税証明事項)

第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、次

に掲げるものとする。

一 略

二 前号の地方団体の徴収金に係る法第十四条の九第一項に規定する法定納期限等(同項第五号及び第六号に定めるものを除く。)又は同条第二項に規定する法定納期限等(国税徴収法第十五条第一項第七号から第十号までに定める日に係るものを除く。)

三 略

2 次 に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号(第五号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。

一 地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金(証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される地方団体の徴収金を含む。)のうち自動車税の種別割に係るもの以外のもの

二 略

3 略

第二章 略

第一節 略

。の規定による充当について準用する。

(納税証明事項)

第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、次の各

号に掲げるものとする。

一 略

二 前号の地方団体の徴収金に係る法第十四条の九第一項に規定する法定納期限等(同項第五号及び第六号に掲げるものを除く。)又は同条第二項に規定する法定納期限等(国税徴収法第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる日に係るものを除く。)

三 略

2 次の各号に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号(第五号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。

一 地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金(証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される地方団体の徴収金を含む。)のうち自動車税に係るもの以外のもの

二 略

3 略

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等)

第八条 市町村が法第四十二条第三項の規定により 毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下この条において同じ。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村(以下この条において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。)の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合(以下この条において「按分率」という。)によつて按分して算定した額とする。

2 前項の按分率 は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下この条において「最初の納期限の月」という。)の末日現在において算定した

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等)

第八条 市町村が法第四十二条第三項の規定によつて毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下この条において同じ。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村(以下この条において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。)の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合(以下この条において「あん分率」という。)によつてあん分して算定した額とする。

2 前項のあん分率は、当該年度の三月三十一日現在によつて算定した率によるものとする。

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在によつて算定したあん分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下この条において「最初の納期限の月」という。)の末日現在によつて算定した

当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税（法第五十条の二の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税（法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額との割合（次項において「特定按分率」という。）によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額（法第四十八条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。）との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4 前項の場合において、最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合には、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在において算定した特定按分率によつて

当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税（法第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。）の課税額の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税（法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の課税額の合計額との割合（次項において「特定あん分率」という。）によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在によつて算定したあん分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額（法第四十八条第一項又は第二項

の規定によつて道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合においては、当該徴収金の額を含む。）との間に過不足がある場合においては、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4 前項の場合において最初 の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在によつて算定したあん分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由によつて特定あん分率に著しい変動を生ずることとなった場合には、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在によつて算定した特定あん分率によつて



当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5 市町村の廃置分合があつた場合において、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額に、当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額の合算額と前年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の合算額との割合を乗じて算定する。

6 道府県が法第四十八条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、当該個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率によつて算定した額とする。

7 道府県は、市町村長の同意を得たときは、法第四十八条第六項の規定による払込みを、同条第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込む方法により行うことができる。

当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5 市町村の廃置分合があつた場合において、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額に、当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在によつて算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額の合算額と前年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の合算額との割合を乗じて算定する。

6 道府県が法第四十八条第六項の規定によつて市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、当該個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前四項の規定により定められる率によつて算定した額とする。

7 道府県は、市町村長の同意を得たときは、法第四十八条第六項の規定による払込みを、同条第一項又は第二項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込む方法により行うことができる。

(法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎ)

第八条の四 法第四十八条第三項本文(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による徴収の引継ぎは、その旨を記載した文書を交付することにより行う。

2 既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金について法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 略

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された

(法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎ)

第八条の四 法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎは、その旨を記載した文書を交付することにより行う。

2 既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金について法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 略

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された

金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。 )の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。 )のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうち)

金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。 )の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。 )のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうち)

特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）  
に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と

特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）  
に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と

、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

**第八条の九** 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該

、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

**第八条の九** 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八條の十一第十二項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該

前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、は、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項

、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法

前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、おいては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の

第十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法

人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八

、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」と

人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八

条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」と

いう。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の十三** 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

いう。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の十三** 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)



第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 略

2 略

5 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 略

7 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法第四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の一を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8 及び 9 略

2 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 略

2 略

5 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 略

7 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法第四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8 及び 9 略

10 前項（第一号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

11 第九項（第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び三 略

12 第九項（第一号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみな

10 前項（同項第一号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

11 第九項（同項第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び三 略

12 第九項（同項第一号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみな

された額を除く。)は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13 第九項(第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一项各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

14 21 略

22 前項(第一号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

23 第二十一項(第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結

された額を除く。)は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13 第九項(同項第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一项各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

14 21 略

22 前項(同項第一号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

23 第二十一項(同項第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結

事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 三 略

24 略

29 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

30 略

（法第五十六条第四項の納付すべき税額を減少させる更正等）

事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 三 略

24 略

29 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

30 略

第九条の九の六 法第五十六条第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第五十六条第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第五十六条第四項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

（法第五十七条第三項第三号の事務所又は事業所）

第九条の九の七 略

（法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九条の十 法第六十四条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第六十四条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

（法第五十七条第三項第三号の事務所又は事業所）

第九条の十 略

当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第六十四条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 |

法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告



書の提出があつたとき（法第五十三条第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第六十四条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

（法第七十一条の第十四第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の十二 法第七十一条の第十四第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七十一条の第十四第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、利子割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
- 二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

（利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第九条の十三 法第七十一条の第十五第一項又は第三項（同条第一項の重加

（法第七十一条の第十四第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の十二 法第七十一条の第十四第六項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七十一条の第十四第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、利子割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。
- 二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

（利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第九条の十三 法第七十一条の第十五第一項

算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十一条の十五第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の十四第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第七十一条の三十五第八項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第九条の十七** 法第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、配当割について、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の十四第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収するものとする。

（法第七十一条の三十五第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第九条の十七** 法第七十一条の三十五第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の三十五第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、配当割について、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

(配当割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十七の二 法第七十一条の三十六第一項又は第三項(同条第一項の重加算金額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十一条の三十六第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の三十五第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七十一条の五十五第八項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第九条の二十の二 法第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されることがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されてきた場合

(配当割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十七の二 法第七十一条の三十六第一項の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の三十五第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七十一条の五十五第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第九条の二十の二 法第七十一条の五十五第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の五十五第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されることがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されてきた場合

(株式等譲渡所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の二十一 法第七十一条の五十六第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十一条の五十六第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の五十五第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

## 第二節 略

### (恒久的施設の範囲)

#### 第十条 略

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。  
一 外国法人等(外国法人(法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。))又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の

(株式等譲渡所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の二十一 法第七十一条の五十六第一項の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の五十五第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

## 第二節 事業税

### (恒久的施設の範囲)

#### 第十条 略

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。  
一 外国法人等(外国法人(法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。))又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の

場所

二及び三 略

3 略

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

三 法人が各事業年度において確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第四号に掲げる資産を含む。）

四 略

五 法人が各事業年度において勤労者財産形成促進法第六条の三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する信託金等及び同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出する同項第一号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第七條の二十第一項の規定により支出する金銭

六 略

2 略

場所

二及び三 略

3 略

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一及び二 略

三 法人が各事業年度において確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第三号に掲げる資産を含む。）

四 略

五 法人が各事業年度において勤労者財産形成促進法第六条の三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する信託金等及び同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出する同項第一号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第七條の二十の二十の規定により支出する金銭

六 略

2 略

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第二十条の二の十八 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、内国法人が法の施行地外に有する

恒久的施設に相当するものとする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の十九 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額(第二十条の二の十六第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項及び第三項、次条第一項、第二十条の二の二十三第二項、第二十一条の八第一項並びに第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第二十条の二の十八 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、我が国が租税条約(法人税法第三百十九条第一項に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条において同じ。)を締結している条約相手国等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この条において同じ。)については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものとする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の十九 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額(第二十条の二の十六第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項、次条第一項、第二十条の二の二十三第二項、第二十一条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第

二十条の二の二十三第二項、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数（外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。））によるものとする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

二十条の二の二十三第二項、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 略

3 第一項の場合において、事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。ただし、法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定による申告をする特定内国法人にあつては、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

第二十条の二十略

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額)

第二十条の二十一 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から次に掲げる金額の合計額

を控除して得た金額

とする。

一 三略

四略

第二十条の二十略

2 前条第三項 の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額)

第二十条の二十一 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額(以下この条において「総資産の帳簿価額」という。)から、当該総資産の帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

一 三略

四 法人税法施行令百十九条の二第二項に規定するその他有価証券(以下この号及び第六号において「その他有価証券」という。)に係る評価益等相当額(当該事業年度の確定した決算(法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項ただし書に規定する期間に係る決算。第六号において同じ。)に基づく貸借対照表に計上されているその他有価証券の金額が当該事業年度終了の時における当該その他有価証券の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)

五略

六 その他有価証券に係る評価損等相当額(当該事業年度終了の時ににおけるその他有価証券の帳簿価額が当該事業年度の確定した決算に基づ



く貸借対照表に計上されている当該その他有価証券の金額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二十三 法第七十二条の二十二第一項の規定により特定内  
国法人の資本金等の額から控除する金額は、当該特定内国法人の資本金  
等の額(法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した  
金額をいう。以下この節において同じ。)(法第七十二条の二十一第六  
項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額  
とする。)に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額の総額(法  
第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。次項にお  
いて同じ。)のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行地外  
の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。

2 前項の特定内国法人(法第七十二条の十九後段の規定の適用があるも  
のを除く。以下この項において同じ。)の法の施行地外の事業に帰属す  
る付加価値額がない場合、当該特定内国法人の付加価値額の総額から法  
の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない場合又  
は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうち付加価値額の総額から  
法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占める割  
合が百分の五十未満である場合には、法第七十二条の二十二第一項の規  
定により特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、前項の規定  
にかかわらず、当該特定内国法人の資本金等の額(法第七十二条の二十  
一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二十三 法第七十二条の二十二第一項に規定する 特定内  
国法人の資本金等の額から控除する金額は、当該特定内国法人の資本金  
等の額(法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した  
金額をいう。以下この節において同じ。)(法第七十二条の二十一第六  
項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額  
とする。)に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額の総額(法  
第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。次項にお  
いて同じ。)のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行地外  
の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。

2 前項の特定内国法人(法第七十二条の十九後段の規定の適用があるも  
のを除く。以下この項において同じ。)の法の施行地外の事業に帰属す  
る付加価値額がない場合、当該特定内国法人の付加価値額の総額から法  
の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない場合又  
は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうち付加価値額の総額から  
法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占める割  
合が百分の五十未満である場合には、法第七十二条の二十二第一項に規  
定する 特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、前項の規定  
にかかわらず、当該特定内国法人の資本金等の額(法第七十二条の二十  
一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後

の金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

3 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十五 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同一項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の二の十八に規定する場所(以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七

の金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

3 第二十条の二の十九第三項 の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十五 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同一項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の二の十八に規定する場所(以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七

十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2| 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3| 及び 4| 略

5| 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前二項の規定の適用がある場合における第三項の事務所又は事業所及び前項の恒久的施設に従業者の数について準用する。

6| 第三項の内国法人又は第四項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十五第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定により連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。  
。第二十條の二の十九第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

2| 及び 3| 略

4| 第二十条の二の十九第三項の規定は、前二項の事務所又は事業所及び恒久的施設に従業者の数について準用する。

5| 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十五第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定により連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略	法人税法第五十九条第二項	連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額
	第五十七條第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七條第一項	七条第一項

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略	法人税法第五十九条第二項	連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額
	同条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七條第一項	同令第二十条の三第一項の規定による七条第一項

略	2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により、連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	略	法人税法第五十九條第二項	連結事業年度において生じた第八十一條の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額

り読み替えられた第五十七條第一項	略	2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	略	法人税法第五十九條第二項	連結事業年度において生じた第八十一條の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額

第五十七条第 一項	地方税法施行令第二十条の三第二項 の規定により読み替えられた第五十 七条第一項
--------------	---

略

- 3 略
- 4 法第七十二条の二十三第一項の規定により、法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第二十項から第二十二項までの規定の例によらないものとする。

**（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法）**  
第二十一条の八 略

- 2 略
- 3 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

第五十七条第 一項	地方税法施行令第二十条の三第二項 の規定により読み替えられた第五十 七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定によ り読み替えられた第五十七条第一項

略

- 3 略
- 4 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第二十項から第二十二項までの規定の例によらないものとする。

**（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法）**  
第二十一条の八 略

- 2 略
- 3 第一項の場合において、事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。ただし、法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定による申告をする特定内国法人にあつては、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

## 第二十三条 略

2 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

## 第二十三条 略

2 第二十条の二の十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六

十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算

十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算



の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四

十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二略

の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四

十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二略

3及び4 略

(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定める  
ところにより計算した金額)

**第二十四条の七** 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の  
前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し  
た金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事  
業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一  
項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の  
前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条  
の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項

、第四十二条の十二の三第五  
項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六  
十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算さ  
れた金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の  
六倍の金額とする。

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収  
猶予の申請手続等)

**第三十二条の二** 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め  
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別

3及び4 略

(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定める  
ところにより計算した金額)

**第二十四条の七** 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の  
前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し  
た金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事  
業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一  
項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の  
前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条  
の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十

二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五  
項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六  
十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算さ  
れた金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の  
六倍の金額とする。

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収  
猶予の申請手続等)

**第三十二条の二** 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め  
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別

措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の第三十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。

）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の第三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 4 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別

措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の第三十一項及び第六十七条の十八第十項）において準用する場合を含む。

）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の第三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 4 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別

措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の第二十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の第三十三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかったものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 4 略

（法第七十二条の四十四第四項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の二 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書の提

措置法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の第二十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の第三十三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかったものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 4 略

出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この条及び第三十三条の四において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2| 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一| 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ| 法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書（法第七十二条の三十四に規定する修正申告書をいう。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。）の提出（以下この条から第三十三条の四までにおいて「修正申告書の提出」という。）により納付すべき税額

ロ| 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二| 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ| 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ| 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第七十二条の四十四第四項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。

（法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の三 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

- 一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
    - イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
    - ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）
  - 二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
    - イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
    - ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額
  - 三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
    - イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
    - ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額
- 3 法第七十二条の四十五第三項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の同項

に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。

(法人の事業税の過少申告加算金又は不申告加算金を課さない部分の金額の計算等)

**第三十三条の四** 法第七十二条の四十六第一項又は第二項に規定する正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて

修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたものとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する金額とする。

**2** 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、当初申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

**3** 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。ただし、当該各号に定める税額が第一項に規定する納付すべき税額又は不足税額に該当するときは、当該各号に定める税額から当該納付すべき税額又は不足税額を控除した税額(当該税額が零を下回る場合に

(法人の事業税の過少申告加算金又は不申告加算金を課さない部分の金額の計算)

**第三十三条の二** 法第七十二条の四十六第一項又は第二項に規定する正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて法第七十二条の三十三

の規定による修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたものとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する金額とする。



は、零とする。)に相当する金額とする。

一| 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ| 法第七十二条の四十六第一項に規定する事業税の更正(以下この項において「事業税の更正」という。)又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ| 当初申告書の提出により納付すべき税額から事業税の更正前の税額又は修正申告書の提出前の税額を控除した税額(当該事業税の更正前の還付金の額又は当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額)

二| 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ| 事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ| 事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三| 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ| 事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ| 事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

4| 法第七十二条の四十六第一項に規定する正当な事由があると認められ

2| 法第七十二条の四十六第一項に規定する正当な事由があると認められ

た事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額は、  
第一項の規定の例により計算した金額とする。

（法第七十二条の四十六第七項の申告書の提出期限までに提出する意思  
があつたと認められる場合）

**第三十三条の五** 法第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出期

限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場  
合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出があつた日の  
前日から起算して五年前の日までの間に、法人の行う事業に対する事  
業税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金  
額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の  
規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる  
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて  
いた場合  
イ及びロ 略

（法人の事業税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱  
い等）

**第三十四条** 法第七十二条の四十七第一項又は第三項（同条第一項の重加

算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過  
少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法七十二

た事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額は、  
前項の規定の例により計算した金額とする。

（法第七十二条の四十六第六項の申告書の提出期限までに提出する意思  
があつたと認められる場合）

**第三十三条の三** 法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出期

限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場  
合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出があつた日の  
前日から起算して五年前の日までの間に、法人の行う事業に対する事  
業税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金  
額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の  
規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる  
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されて  
いた場合  
イ及びロ 略

（法人の事業税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱  
い等）

**第三十四条** 法第七十二条の四十七第一項

少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合には、同項  
の規定により、過

条の四十七第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十二条の四十六第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

2 法第七十二条の四十七第一項から第四項までに規定する隠蔽され、又は仮装されていない事実に基づく税額は、次に掲げる税額とする。

一 法第七十二条の四十七第一項の場合にあつては、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定があつたとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額

二 法第七十二条の四十七第二項の場合にあつては、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第一項の規定により提出する申告書若しくは法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により提出する修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定があつたものとした場合におけるこれらの申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額

の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十二条の四十六第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

2 法第七十二条の四十七第一項から第三項までに規定する隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基づく税額は、次に掲げる税額とする。

一 法第七十二条の四十七第一項の場合にあつては、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定があつたとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額

二 法第七十二条の四十七第二項の場合にあつては、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第一項の規定により提出する申告書若しくは法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により提出する修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定があつたものとした場合におけるこれらの申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額

三 法第七十二条の四十七第四項の場合にあつては、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第一項の規定により提出する申告書又は法第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書の提出があつたものとした場合における当該法人の納付すべき事業税額に相当する税額

(個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第三十五条の三の九 法第七十二条の四十九の十三に規定する個人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものとする。

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該個人の所得の総額(第三十五条の三の二の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該個人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項及び第三項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者の数を乗じて得た額を当該個人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、同項の個人の課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有

三 法第七十二条の四十七第三項の場合にあつては、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第一項の規定により提出する申告書又は法第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書の提出があつたものとした場合における当該法人の納付すべき事業税額に相当する税額

(個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第三十五条の三の九 法第七十二条の四十九の十三に規定する個人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有する第七条の三の五に規定する場所とする。

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該個人の所得の総額(第三十五条の三の二の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該個人の法の施行地外に有する前条の場所(以下本項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者の数を乗じて得た額を当該個人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 略

3 第一項の場合において、事務所又は事業所の従業者の数は、当該個人の課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。

する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は同項の個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）によるものとする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の四 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の五 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとの交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法

	人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

2| 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3| 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5| 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に  
関し必要な事項は、総務省令で定める。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第三十五条の十七 道府県は、毎年度、法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間（以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。）ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 四 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

2 5 7 略

8 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第三十五条の十七 道府県は、毎年度、法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間（以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。）ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 四 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

2 5 7 略

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十六条第五号に規定する放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者並びに同条第六号に規定する放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者のための宿舍並びに監視所、番所その他これらに類する施設に附属する宿舍を除く。）の用に供する不動産

三 職員の福利及び厚生のために供する不動産

四 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に貸し付けるものにあつては、有料で貸し付けるものに限る。）

五 直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産

（法第七十三条の四第一項第十三号の不動産）

第三十七条の二の五 法第七十三条の四第一項第十三号に規定する独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

（法第七十三条の四第一項第十三号の不動産）

第三十七条の二の五 法第七十三条の四第一項第十三号に規定する独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略



(法第七十三条の四第一項第二十六号の不動産)

第三十七条の七 法第七十三条の四第一項第二十六号に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産)

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)

(第十四条第一項第一号から第四号まで又は第三項から第五項までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 略

二 宿舍の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第三十三号の不動産)

(法第七十三条の四第一項第二十六号の不動産)

第三十七条の七 法第七十三条の四第一項第二十六号に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産)

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)第二号

において「機構法」という。(第十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 略

二 宿舍(機構法第十四条第一項第十号に規定する近代的な農業経営に關する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。)の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第三十三号の不動産)

第三十七条の九の六 法第七十三条の四第一項第三十三号に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号。第二号において「機構法」という。）第十二条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 略

二 宿舍（機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。）の用に供する不動産

（法第七十三条の四第一項第三十四号の不動産）

第三十七条の九の七 法第七十三条の四第一項第三十四号に規定する国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 及び二 略

（法第七十四条の二十三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

第三十七条の九の六 法第七十三条の四第一項第三十三号に規定する国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十一条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 略

二 宿舍

（法第七十三条の四第一項第三十四号の不動産）

の用に供する不動産

第三十七条の九の七 法第七十三条の四第一項第三十四号に規定する国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 及び二 略

（法第七十四条の二十三第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、道府県たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

(道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

**第三十九条の十五** 法第七十四条の二十四第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十四条の二十四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十四条の二十三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

## 第六節 略

一 法第七十四条の二十三第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、道府県たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

(道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

**第三十九条の十五** 第三十四条第一項の規定は、法第七十四条の二十四第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第七十四条の二十四第一項」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第七十四条の二十三第一項」と読み替えるものとする。

## 第六節 ゴルフ場利用税

(法第九十条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十条の二 法第九十条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第九十条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十一条 法第九十一条第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第九十一条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第九十条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過

(法第九十条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十条の二 法第九十条第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第九十条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十一条 第三十四条第一項の規定は、法第九十一条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第九十一条第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第九十条第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金

少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

#### 第四十二条 削除

額」と読み替えるものとする。

#### 第七節 自動車取得税

(法第百十三条第二項の自動車の付加物)

第四十二条 法第百十三条第二項に規定する自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

- 一 ラジオ、ヒーター、クローラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物
- 二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち人又は物を運送するために用いられるもの

(法第百十三条第二項の自動車の取得)

第四十二条の二 法第百十三条第二項に規定する政令で定める自動車の取得は、道路(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他運行(法第百十四条第三項に規定する運行をいう。)の用に供されない自動車の取得とする。

(法第百十五条第一項ただし書の自動車の取得)

第四十二条の三 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、地方公営企

業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項第三号から第七号までに掲げる事業の用に供するための自動車の取得とする。

- 2 | 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる事業に係る業務又は同条第六号に掲げる業務（同条第三号ハからトまでに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供するための自動車の取得とする。

（法第百十五条第二項第二号の分割等）

第四十二条の四 第三十七条の十四の規定は、法第百十五条第二項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

- 2 | 第三十七条の十四の二の規定は、法第百十五条第二項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

（徴税吏員の自動車取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十二条の四の二 道府県の徴税吏員は、法第百十六条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

- 2 | 道府県の徴税吏員は、法第百十六条第四項の規定により留め置いた物

件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならぬ。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第百十八条第二項第一号の自動車の取得)

第四十二条の五 第五条第一項の規定は、法第百十八条第二項第一号に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、同項各号中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは、「自動車を取得した者」と読み替えるものとする。

2 法第百十八条第二項第一号に規定する政令で定める自動車の取得は、当該自動車に係る同項に規定する通常の取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額と異なる取得価額による自動車の取得とする。

(法第百三十二条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十二条の六 法第百三十二条第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百三十二条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、自動車取得税について、同条第二

項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合
- イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第百二十二条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
- ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（自動車取得税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱）  
い）

第四十二条の七 法第百三十三条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第百三十二条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収するものとする。

（法第百四十三条第一項及び第二項の率）

第四十二条の八 法第百四十三条第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。



(自動車取得税の交付の基準及び時期等)

**第四十二条の九** 道府県は、毎年度、法第四百四十三条第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し交付する場合には、当該自動車取得税額の二分の一の額を市町村道(同項の市町村道をいう。以下この条において同じ。)の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積であん分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき自動車取得税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の収入額(当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十六・五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額の百分の六十六・五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した自動車取得税の収入額と三月において収入すべき自動車取得税の収入見込額

との合算額の百分の六十六・五に相当する額

3| 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 道府県は、第二項に規定する交付時期ごとに交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長であん分して得た額又は市町村道の面積であん分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。

第四十二条の十 法第四十三条第二項の指定市（以下この条において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この条において「指定道府県」という。）は、毎年度、当該指定市に対し、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一| 当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（法第四十三条第二項の一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の占める割合を乗じて得た額

二| 当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の

占める割合を乗じて得た額

2| 前項の割合を算定する場合において、小数点三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

3| 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が第一項の規定による交付をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「百分の六十六・五に相当する額」とあるのは、「につき次条第一項の定めるところにより算定した金額」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一 前二条に定めるもののほか、自動車取得税額の交付に  
関し必要な事項は、総務省令で定める。

## 第八節 軽油引取税

(法第百四十四条の四十七第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十三条の十八 法第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、軽油引取税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

## 第七節 略

(法第百四十四条の四十七第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十三条の十八 法第百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、軽油引取税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入され、又は納付されていた場合  
イ及びロ 略

（軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い

）  
**第四十三条の十九** 法第四百四十四条の四十八第一項又は第三項（同条第一項の重加算金額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百四十四条の四十八第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第四百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

#### 第八節 自動車税

（法第四百四十五条第三号の自動車の付加物）

**第四十四条** 法第四百四十五条第三号に規定する自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物

二 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入され、又は納付されていた場合  
イ及びロ 略

（軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い

）  
**第四十三条の十九** 法第四百四十四条の四十八第一項の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、同項の基礎となるべき同項に規定する不足金額に相当する金額を、法第四百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

#### 第九節 自動車税

（法第四百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車）

**第四十四条** 法第四百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車は、道路運送車両法第三条にいう大型特殊自動車とする。

二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの

(法第百四十六条第二項の運行以外の目的に供するために自動車を取得した者)

第四十四条の二 法第百四十六条第二項に規定する運行以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他法第百四十六条第二項に規定する運行の用に供されない自動車を取得した者とする。

(法第百五十条第一項第二号の法人の分割等)

第四十四条の三 第三十七条の十四の規定は、法第百五十条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第百五十条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

(法第百四十七条第三項の自動車税の税率に乗ずる割合)

第四十四条の二 法第百四十七条第三項に規定する政令で定める割合は、十分の十から積雪により自動車を運行の用に供することができない期間の月数(当該期間が四月以上である場合においては、当該月数は、四とする。)に十分の〇・七五を乗じた数を控除したものとする。

2 前項の月数の計算は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十四条の三 道府県の徴税吏員は、法第百五十五条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百五十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

**第四十四条の四** 道府県の徴税吏員は、法第五十一条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第五十一条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、法第五十一条第四項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第七十一条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

**第四十四条の五** 法第七十一条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第百六十条第一項各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十四条の六 法第七十二条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十一条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第七十七条の六第一項及び第二項の率）

第四十四条の七 法第七十七条の六第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

(環境性能割の交付基準及び交付時期等)

第四十四条の八 道府県は、毎年度、法第七十七条の六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に交付する場合には、当該額の二分の一の額を市町村道(同項に規定する市町村道をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の六十一・七五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の百分の六十一・七五に相当する額



3 前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第二項に規定する各交付時期に各市町村に交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長で按分して得た額又は市町村道の面積で按分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

#### 第四十四条の九 法第七十七条の六第二項に規定する指定市（以下この

項及び第三項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項及び第三項において「指定道府県」という。）は、毎年度、同条第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一 当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（法第七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二 当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうち占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の

面積の割合を乗じて得た額

2| 前項の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3| 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第七十七條の六第二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の百分の六十一・七五に相当する額」とあるのは、「を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。

第四十四條の十 前二條に定めるもののほか、環境性能割額の交付に關し必要な事項は、總務省令で定める。

(法第七十七條の七第三項の種別割の税率に乘ずる割合)

第四十四條の十一 法第七十七條の七第三項に規定する政令で定める割合は、十分の十から積雪により自動車を運行の用に供することができないと認められる期間の月数(当該月数が四を超える場合には、四)に十分の〇・七五を乘じて得た数を控除したものとす。

2| 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に滿たない端数を生じたときは、切り捨てる。

## 第九節 略

## 第十節 略

## 第十節 鈿区税

## 第十一節 道府県法定外普通税

(法第二百七十八條第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十五條の二の四 法第二百七十八條第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第二百七十八條第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該道府県法定外普通税について、同條第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同條第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付され、又は納入されていた場合

- イ及びロ 略

(道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十五條の二の五 法第二百七十九條第一項又は第三項(同條第一項の

重加算金額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第二百七十九條第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同條第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金

(法第二百七十八條第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十五條の二の四 法第二百七十八條第六項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第二百七十八條第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該道府県法定外普通税について、同條第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同條第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付され、又は納入されていた場合

- イ及びロ 略

(道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十五條の二の五 第三十四條第一項の規定は、法第二百七十九條第一

項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四條第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第二百七十九條第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額又は税額に」と、「第七十二条

額を、法第二百七十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

### 第三章 略

（法第三百二十一条の二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等）

第四十八条の九の九 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。以下この項において「当初賦課決定」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初賦課決定に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正（以下この項及び次項において「減額更正」という。）前に賦課した税額がある場合

の四十六第一項」とあるのは「第二百七十八条第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額等」と読み替えるものとする。

### 第三章 市町村の普通税

次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第三百二十一条の二第四項に規定する増額更正（以下この項及び次項において「増額更正」という。）に基因して変更した税額から当該増額更正前に賦課した税額を控除した税額

ロ 減額更正前に賦課した税額から増額更正前に賦課した税額を控除した金額（増額更正前の還付金の額に相当する税額があるときは、当該減額更正前に賦課した税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 減額更正前に賦課した税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。

）次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から当該増額更正に基因して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額

三 減額更正前の還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から増額更正に基因して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から減額更正前の還付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第三百二十一条の二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、次に掲げる市町村民税とする。

一 法第三百二十一条の二第三項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正に基因して変更した不足税額に相当する市町

村民税

二 減額更正が更正の請求に基づくものである場合において、当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられたときの法第三百二十一条の二第四項に規定する追徴すべき不足税額に相当する市町村民税（前号に掲げる市町村民税を除く。）

（給与所得に係る特別徴収税額の特例）

第四十八条の九の十 略

255 略

第四十八条の九の十一 略

第四十八条の九の十二 第四十八条の九の十第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第一項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する給与所得に係る特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

（特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等）

第四十八条の九の十三 略

（給与所得に係る特別徴収税額の特例）

第四十八条の九の九 略

255 略

第四十八条の九の十 略

第四十八条の九の十一 第四十八条の九の九第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第一項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する給与所得に係る特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

（特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等）

第四十八条の九の十二 略

2及び3 略

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十四 略

(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、当該期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間における同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額(この項の規定による変更を行った場合には、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。第四項及び第七項において同じ。)をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更するものとする。

2 略

略

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の七の八の規定の適用については、法第三百二十一条の七の六中「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)」(第四十八条の九の十五第二項)と、法第三百二十一条の七の八第一項中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法

2及び3 略

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十三 略

(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十四 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、当該期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間における同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額(この項の規定による変更を行った場合にあつては、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。第四項及び第七項において同じ。)をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更するものとする。

2 略

略

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の七の八の規定の適用については、法第三百二十一条の七の六中「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)」(第四十八条の九の十四第二項)と、法第三百二十一条の七の八第一項中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法

施行令第四十八条の九の十五第二項の規定による通知に係る」とする。

4～6 略

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第一項に規定する場合	第四項に規定する場合
<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額</p> <p>三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第五項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴</p>

施行令第四十八条の九の十四第二項の規定による通知に係る」とする。

4～6 略

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第一項に規定する場合	第四項に規定する場合
<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額</p> <p>三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第五項の規定に該当することとなる場合にあっては、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴</p>



収の方法によつて徴収する旨

四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十六

法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知(以下この条において「仮特別徴収税額通知」という。)をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間に於いて当該年度の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る仮特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額(この項の規定による変更を行った場合には、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額。以下この条において同じ。)を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に於ける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に変更するものとする。

収の方法によつて徴収する旨

四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合に於ては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五

法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知(以下この条において「仮特別徴収税額通知」という。)をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間に於いて当該年度の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る仮特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額(この項の規定による変更を行った場合に於ては、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額。以下この条において同じ。)を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に於ける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に変更するものとする。

2 略

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第 二百四十五号）第四十八条の九の十六第二項」とする。

4 及び 5 略

6 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することとされたときは、この限りでない。

略

7 略

8 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合には、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しないこととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入

2 略

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第 二百四十五号）第四十八条の九の十五第二項」とする。

4 及び 5 略

6 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することとされたときは、この限りでない。

略

7 略

8 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合には、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しないこととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入

する義務を負わない。

9 略

10 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）とあるのは、「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。）を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

11 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

略	
第四項に規定する場合 （第六項本文に規定する 場合（同項ただし書 に規定する場合を除く 。）に限る。）	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収 税額 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮 特別徴収税額の全部又は一部を特別徴収の 方法によつて徴収しない旨

する義務を負わない。

9 略

10 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）とあるのは、「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。）を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

11 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

略	
第四項に規定する場合 （第六項本文に規定す る場合（同項ただし書 に規定する場合を除く 。）に限る。）	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収 税額 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮 特別徴収税額の全部又は一部を特別徴収の 方法によつて徴収しない旨

	<p>三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>第四項に規定する場合 (第六項ただし書に規定する場合に限る。)</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>第四項に規定する場合 (第六項本文に規定する場合を除く。)</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三</p>
	<p>三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>第四項に規定する場合 (第六項ただし書に規定する場合に限る。)</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>第四項に規定する場合 (第六項本文に規定する場合を除く。)</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三</p>

百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十七 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による年金保険者から市町村への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者を経由して行うものとする。

一 及び二 略

2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並びに第四十八条の九の十五第二項並びに前条第二項及び第七項の規定による市町村から年金保険者への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者を経由して行うものとする。

一 及び二 略

3 略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十六 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による年金保険者から市町村への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者を経由して行うものとする。

一 及び二 略

2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並びに第四十八条の九の十四第二項並びに前条第二項及び第七項の規定による市町村から年金保険者への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者を経由して行うものとする。

一 及び二 略

3 略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

第四十八条の九の十八 法第三百二十一条の七の六（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による支払回数割特別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納入は、年金保険者が地方公務員共済組合である場合には、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 略

2～4 略

5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五条の二 に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6及び7 略

8 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の六 を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

第四十八条の九の十七 法第三百二十一条の七の六（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による支払回数割特別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納入は、年金保険者が地方公務員共済組合である場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 略

2～4 略

5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6及び7 略

8 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の九・七を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

9及び10 略

11 前項(第一号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

12 第十項(第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び三 略

13 第十項(第一号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年

9及び10 略

11 前項(同項第一号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

12 第十項(同項第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び三 略

13 第十項(同項第一号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年

度等の市町村民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十一項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14 第十項（第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十二項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

15～22 略

23 前項（第一号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

度等の市町村民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十一項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14 第十項（同項第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十二項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

15～22 略

23 前項（同項第一号）に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略



24 第二十二項(第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 三 略

25 略

30 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数(当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六)で除して得た数)に按分して計算した額とする。

31 略

24 第二十二項(同項第二号)に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 三 略

25 略

30 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数(当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数)に按分して計算した額とする。

31 略

（法第三百二十一条の十二第四項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第四十八条の十五の五 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第三百二十一条の十二第四項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第三百二十一条の十二第四項に規定する政令で定める市町村民税は

、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

（法第三百二十一条の十三第三項第三号の事務所又は事業所）

第四十八条の十六 法第三百二十一条の十三第三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、第九条の九の七に規定する事務所又は事業所とする。

（法第三百二十六条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第四十八条の十六の二 法第三百二十六条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で

（法第三百二十一条の十三第三項第三号の事務所又は事業所）

第四十八条の十六 法第三百二十一条の十三第三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、第九条の十に規定する事務所又は事業所とする。

定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第二百二十六条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第二百二十六条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

（退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例）

第四十八条の十七 第四十八条の九の十から第四十八条の九の十二までの規定は、法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十八条の九の十中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第四十八条の九の十一中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、第四十

（退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例）

第四十八条の十七 第四十八条の九の九から第四十八条の九の十一までの規定は、法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十八条の九の九中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第四十八条の九の十中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、第四十

八条の九の十二中「第四十八条の九の十第三項」とあるのは「第四十八条の十七において準用する第四十八条の九の十第三項」と、「法第三百二十一条の五の二第一項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（法第三百二十八条の十一第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第四十八条の十八 法第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ及びロ 略

（分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金

八条の九の十一中「第四十八条の九の九第三項」とあるのは「第四十八条の十七において準用する第四十八条の九の九第三項」と、「法第三百二十一条の五の二第一項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（法第三百二十八条の十一第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第四十八条の十八 法第三百二十八条の十一第六項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第三百二十八条の十一第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されていた場合

イ及びロ 略

（分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金

額の取扱い)

第四十八条の十九 法第三百二十八条の十二第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第三百二十八条の十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第三百二十八条の十一第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第三百四十八条第二項第十六号の固定資産)

第五十一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

(法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産)

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで又は第三項から第五項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令

額の取扱い)

第四十八条の十九 第三十四条第一項の規定は、法第三百二十八条の十二第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第三百二十八条の十二第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第三百二十八条の十一第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額」と読み替えるものとする。

(法第三百四十八条第二項第十六号の固定資産)

第五十一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

(法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産)

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号に規定する業務の用に供する固定資産で政令

で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 宿舍の用に供する固定資産

2 略

(法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産)

第五十一条の十五の三 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育

機構法(第二号において「機構法」という。)第十二条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 略

二 宿舍(機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。)の用に供する固定資産

産

(法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産)

第五十一条の十五の四 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究

立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究

で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 宿舍(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第十号に規定する近代的な農業経営に関する学理及び技術の

教授を受ける者のための宿舍を除く。)の用に供する固定資産

2 略

(法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産)

第五十一条の十五の三 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究

センター法第十一条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 略

二 宿舍( )の用に供する固定資産

産

(法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産)

第五十一条の十五の四 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究

立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究



開発機構法第十八条第一号 又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第四十四号の固定資産)

第五十一条の十五の十 法第三百四十八条第二項第四十四号に規定する政令で定める固定資産は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(以下この条において「機構法」という。)第十六条第二号から第七号までに規定する業務のうち次に掲げるものの用に供する固定資産(事務所又は宿舍の用に供するものを除く。)とする。

一 機構法第十六条第二号に規定する業務

二 機構法第十六条第三号に規定する業務(前号に規定する業務に係るものに限る。)

三 機構法第十六条第四号に規定する業務(国立研究開発法人量子科学

開発機構法第十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

技術研究開発機構の施設及び設備を放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行う者の共用に供することに限る。）

四 機構法第十六条第五号に規定する業務（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。）

五 機構法第十六条第六号に規定する業務（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。）

六 機構法第十六条第七号に規定する業務

（法第三百四十九条の三第一項の償却資産）

第五十一条の十七 法第三百四十九条の三第一項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げる償却資産以外の償却資産とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者又は同項第十一号に規定する送電事業者が専ら保安通信の用に供する償却資産で総務省令で定めるもの

二 略

（法第三百四十九条の三第四項の法人等）

第五十二条の二の二 略

2 法第三百四十九条の三第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者の

（法第三百四十九条の三第一項の償却資産）

第五十一条の十七 法第三百四十九条の三第一項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げる償却資産以外の償却資産とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者が専ら保安通信の用に供する償却資産で総務省令で定めるもの

二 略

（法第三百四十九条の三第四項の法人等）

第五十二条の二の二 略

2 法第三百四十九条の三第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者の

共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 略
  - 二 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの
- イ 略

ロ 略

ハ 略

- 二 及びホ 略
- 三 略

（法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産）

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する国立研究開発

共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 略
  - 二 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの
- イ 略

ロ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条の規定による政府の利子補給に係る同法第二条に規定する農業改良資金

ハ 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項の規定による政府の助成に係る経営等改善資金

ホ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として銀行その他の金融機関が貸し付ける資金

- ト 及びチ 略
- 三 略

（法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産）

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する国立研究開発

法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

#### 第五十二条の十 削除

(法第三百四十九条の三第十八項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三第十八項に規定する水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、独立行政法人水資源機構が所有するダム<sup>ダム</sup>の用に供する家屋及び償却資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第十八項の償却資産)

第五十二条の十 法第三百四十九条の三第十八項に規定する熱供給事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、汽罐設備、冷凍設備、熱交換設備(屋内管に接続するものを除く。)、給排水設備、制御設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びに温水又は冷水の貯水槽、循環ポンプ及び導管(供給管及び屋内管を除き、導管を設置するために設けられたトンネルを含む。)とする。

(法第三百四十九条の三第十九項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三第十九項に規定する水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、独立行政法人水資源機構が所有するダム<sup>ダム</sup>の用に供する家屋及び償却資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

(法第三百四十九条の三第十九項の固定資産)

第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三第十九項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。  
一 六 略

(法第三百四十九条の三第二十項の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げるものとする。  
一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。  
一 三 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げるもの以外のものとする。  
一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十項の固定資産)

第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三第二十項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。  
一 六 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げるものとする。  
一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。  
一 三 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げるもの以外のものとする。  
一 及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の固定資産)

第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する新関西国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 四 略

(法第三百四十九条の三第二十四項の固定資産)

第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十四項に規定する新関西国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 四 略

(法第三百四十九条の三第二十五項の特定鉄道事業者及び構築物)

第五十二条の十の八 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する特定鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第二十一条第一項の規定に基づき同項の関係地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人とする。

2 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、第五十二条の五に規定する構築物とする。

(法第三百四十九条の三第二十五項の償却資産)

第五十二条の十の八 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産(以下この条において「既設資産」という。)を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十七項の償却資産)

第五十二条の十の九 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産(以下この条において「既設資産」という。)を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十六項の固定資産)

第五十二条の十の九 法第三百四十九条の三第二十六項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第三十一項の政令で定める者)

第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第三十一項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第三百四十九条の三第三十二項の償却資産)

第五十二条の十の十一 法第三百四十九条の三第三十二項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舍の用に供するものを除く。）とする。

一 三 略

第二節の二 略

(法第三百四十九条の三第二十八項の固定資産)

第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者)

第五十二条の十の十一 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第三百四十九条の三第三十四項の償却資産)

第五十二条の十の十二 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舍の用に供するものを除く。）とする。

一 三 略

第二節の二 軽自動車税

(法第四百四十二条第五号の軽自動車の付加物)

第五十二条の十八 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車に付加し

て一体となつている物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の軽自動車に取り付けられる軽自動車の附属物

二 特殊の用途にのみ用いられる軽自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの

(法第四百四十三条第二項の運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者)

第五十二条の十九 法第四百四十三条第二項に規定する運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路(道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる三輪以上の軽自動車その他法第四百四十三条第二項に規定する運行の用に供されない三輪以上の軽自動車を取得した者とする。

(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の十八 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定に

より物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。



(法第四百四十七条第一項第二号の法人の分割等)

第五十二条の二十 第三十七条の十四の規定は、法第四百四十七条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第四百四十七条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の二十一 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第四百六十三条の三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十二条の二十二 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第四百五十四条第一項各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十二条の二十三 法第四百六十三条の四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百六十三条の四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百六十三条の三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における

過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

### 第三節 略

(法第四百八十三条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十三条の五 法第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、市町村たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

(市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

### 第三節 市町村たばこ税

(法第四百八十三条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十三条の五 法第四百八十三条第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百八十三条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、市町村たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

(市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

**第五十三条の六** 法第四百八十四条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百八十四条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百八十三条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第五百三十六条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第五十四条** 法第五百三十六条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第五百三十六条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、鉱産税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

**第五十三条の六** 第三十四条第一項の規定は、法第四百八十四条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第四百八十四条第一項」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第四百八十三条第一項」と読み替えるものとする。

（法第五百三十六条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第五十四条** 法第五百三十六条第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第五百三十六条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、鉱産税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

〔**（鉱産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）**〕

**第五十四条の二** 法第五百三十七条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第五百三十七條第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足税額に相当する金額を、法第五百三十六條第一項に規定する対象不足税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第五百八十五条第四項の特殊関係者等）

**第五十四条の十二** 法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下この項において「判定対象者」という。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

〔**（鉱産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）**〕

**第五十四条の二** 第三十四条第一項の規定は、法第五百三十七条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第五百三十七条第一項」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第五百三十六條第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足税額」と読み替えるものとする。

（法第五百八十五条第四項の特殊関係者等）

**第五十四条の十二** 法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める者は、第五条第一項各号の規定中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、又は「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのを「法第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」と読み替えた場合において同項各号の一に該当することとなる者とする。

四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

2 土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する特殊関係者（以下この条において「特殊関係者」という。）が取得した土地についての次に掲げる事情とする。

一 及び二 略

3 3 6 略

（法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業

又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第

2 土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する特殊関係者（以下本条において「特殊関係者」という。）が取得した土地についての次に掲げる事情とする。

一 及び二 略

3 3 6 略

（法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業

又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第

二条第三項に規定する農地所有適格法人その他農業を営む法人で総務省令で定めるもの

二及び三 略

2 略

(法第六百九条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条の四十八の三 法第六百九条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六百九条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合  
イ及びロ 略

(特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の四十九 法第六百十条第一項又は第三項(同条第一項の重加

二条第三項に規定する農業生産法人 その他農業を営む法人で総務省令で定めるもの

二及び三 略

2 略

(法第六百九条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条の四十八の三 法第六百九条第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六百九条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合  
イ及びロ 略

(特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の四十九 第三十四条第一項の規定は、法第六百十条第一項の

算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六十条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第六百九条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第六百八十八条第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第五十四条の六十** 法第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該市町村法定外普通税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付され、又は納入されていた場合

イ及びロ 略

（市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額

規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第六百十條第一項」と、「七十二條の四十六第一項」とあるのは「第六百九條第一項」と読み替えるものとする。

（法第六百八十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第五十四条の六十** 法第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該市町村法定外普通税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付され、又は納入されていた場合

イ及びロ 略

（市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額



の取扱い)

第五十四条の六十一 法第六百八十九条第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百八十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第六百八十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七百一条の第十二第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の十二 法第七百一条の第十二第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七百一条の第十二第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、入湯税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されてきた場合

の取扱い)

第五十四条の六十一 第三十四条第一項の規定は、法第六百八十九条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第六百八十九条第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額又は税額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第六百八十八条第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額等」と読み替えるものとする。

(法第七百一条の第十二第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の十二 法第七百一条の第十二第六項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七百一条の第十二第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、入湯税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されてきた場合

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

**第五十六条の十三** 法第七百一条の十三第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一条の十三第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項の規定する不足金額に相当する金額を、法第七百一条の十二第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七百一条の三十二第二項の特殊関係者等)

**第五十六条の二十一** 法第七百一条の三十二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第七百一条の三十二第二項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者(以下この項において「判定対象者」という。)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

**第五十六条の十三** 第三十四条第一項の規定は、法第七百一条の十三第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第七百一条の十三第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第七百一条の十二第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額」と読み替えるものとする。

(法第七百一条の三十二第二項の特殊関係者等)

**第五十六条の二十一** 法第七百一条の三十二第二項に規定する政令で定める者は、第五条第一項各号の規定中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのを「法第七百一条の三十二第二項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」と読み替えた場合において同項各号のいずれかに該当することとなる者とする。

もの

四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

2  
5  
略

（法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等）

第五十六条の二十六 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護老人保健施設で政令で定めるものは、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するものとする。

2  
略

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一 削除

もの

四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

2  
5  
略

（法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等）

第五十六条の二十六 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護老人保健施設で政令で定めるものは、介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するものとする。

2  
略

第五十六条の三十 削除

(法第七百一条の三十四第三項第十五号の施設)

第五十六条の三十一 法第七百一条の三十四第三項第十五号に規定する政令で定める施設は、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設(導管のうち供給管及び屋内管を除く。)とする。

(法第七百一条の三十四第三項第十六号の施設)

第五十六条の三十二 法第七百一条の三十四第三項第十六号に規定する政令で定める施設は、電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設とする。

(法第七百一条の三十四第三項第十八号の事業等)

第五十六条の三十四 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)第三条第一項第二号から第四号までに掲げる事業(総務省令で定めるものを除く。)とする。

2及び3 略

(法第七百一条の六十一第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

(法第七百一条の三十四第三項第十六号の施設)

第五十六条の三十二 法第七百一条の三十四第三項第十六号に規定する政令で定める施設は、電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設とする。

(法第七百一条の三十四第三項第十八号の事業等)

第五十六条の三十四 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)第三条第一項第二号から第四号までに掲げる事業(総務省令で定めるものを除く。)とする。

2及び3 略

(法第七百一条の六十一第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

**第五十六条の八十** 法第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

**(事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)**

**第五十六条の八十一** 法第七百一条の六十二第一項又は第三項(同条第一項の重加算金額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一条の六十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七百一条の六十一第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

**第五十六条の八十** 法第七百一条の六十一第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七百一条の六十一第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。
- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ及びロ 略

**(事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)**

**第五十六条の八十一** 第三十四条第一項の規定は、法第七百一条の六十二第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第七百一条の六十二第一項」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第七百一条の六十二第一項」と読み替えるものとする。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十四万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円とする。

3 略

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、

三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)の数の合計数に四十八万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十六万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十二万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十七万円とする。

3 略

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、

三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)の数の合計数に四十七万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十六万円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十六万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に四十八万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三及び四 略

（法第七百二十一条第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第五十六条の九十** 法第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、法第七百六条に規定する水利地益税等について、法第七百二十一条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十六万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に四十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三及び四 略

（法第七百二十一条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

**第五十六条の九十** 法第七百二十一条第六項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七百二十一条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、法第七百六条に規定する水利地益税等について、法第七百二十一条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

(水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱  
い)

第五十六条の九十の二 法第七百二十二条第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百二十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七百二十一条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七百三十三条の十八第八項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の九十三 法第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該法定外目的税に

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入されていた場合  
イ及びロ 略

(水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱  
い)

第五十六条の九十の二 第三十四条第一項の規定は、法第七百二十二条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第七百二十二条第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第七百二十一条第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額」と読み替えるものとする。

(法第七百三十三条の十八第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の九十三 法第七百三十三条の十八第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七百三十三条の十八第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該法定外目的税に



ついで、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付され、又は納入されていた場合

イ及びロ 略

(法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱  
い)

**第五十六条の九十四** 法第七百三十三条の十九第一項又は第三項(同条第一項の重加算金額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百三十三条の十九第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第七百三十三条の十八第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

#### 第四章 略

ついで、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付され、又は納入されていた場合

イ及びロ 略

(法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱  
い)

**第五十六条の九十四** 第三十四条第一項の規定は、法第七百三十三条の十九第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「七十二条の四十七第一項」とあるのは「第七百三十三条の十九第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額又は税額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第七百三十三条の十八第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額等」と読み替えるものとする。

#### 第四章 都等の特例

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十項を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条の十	市町村民税	都民税
	市町村	都道府県
第四十八条の十の二	市町村	都
	市町村民税	都民税
第四十八条の十の三	市町村	都道府県
	市町村民税	都民税
第四十八条の十の六	市町村	都
	法人の市町村民税の確定申告書	法人の都民税の確定申告書
第四十八条の十二	市町村民税の中間納付額	都民税の中間納付額

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのはそれぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中、「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第八項中「百分の九・七」とあるのは「百分の十二・九」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合)は、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係

	市町村民税」 市町村長 市町村内 市町村民税額	都民税」 都知事 都内 都民税額
第四十八条の十三 第二項	、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額 並びに法第五十三条第二十四項及び	及び都民税の控除限度額 並びに法
第四十八条の十三 第八項	課する市町村 (当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第二百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率	課する都の特別区の存する区域のみ とすることができるとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十

市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる」とあるのは「とすることができるとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第九項中「、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち同条第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

<p>第四十八条の十三 第九項</p>	<p>に相当する割合として 総務省令で定める割合 を乗じて計算した額の 合計額)とすることが できる</p>	<p>八条の十三第八項た だし書の規定によるもの にあつては、当該事業 年度又は連結事業年度 の道府県民税の控除限 度額と市町村民税の控 除限度額との合計額と する</p>
<p>道府県民税の控除限 度額及び市町村民税の 控除限度額</p>	<p>道府県民税の控除余 裕額又は市町村民税の 控除余裕額</p>	<p>及び都民税の控除限度 額</p>
<p>の市町村民税の控除限 度額</p>	<p>又は都民税の控除余裕 額(外国の法人税等の うち同条第二十四項の 規定により控除するこ とができた額が都民税 の控除限度額に満たな い場合における当該都 民税の控除限度額から 当該控除することがで きた額を控除した残額</p>	<p>の都民税の控除限度額</p>

第四十八条の十三 第十項、第十三項 、第十四項、第十 六項、第十七項及 び第十九項	市町村民税の控除余 額の合計額	市町村民税の控除余 額	、道府県民税の控除余 裕額及び市町村民税の 控除余裕額	をいう。以下の項に おいて同じ。）
	市町村民税の控除余 額	都民税の控除余裕額		

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の四 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期		交付時期ごとに交付すべき額
八月		前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額
十二月		八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月		十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

2 第三十五条の四の五第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

**（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）**

**第五十八条** 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第二項（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二

**（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）**

**第五十八条** 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第二項（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二

項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第二十九条の十八まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

**第五十九条** 法第七十一条、第七十二条の七十二、第七十三条の四十一、第七十四条の三十、第九十七条、、第四百四十四条の五十四、、第四百七十七條の二、第四百七十七條の二十四、第二百五条、第三百三十六條、第四百三十七條、第四百六十三條の十、第四百八十五條の六、第五百四十六條、第六百十六條、第七百一条の二十三、第七百一条の六十八及び第七百四十六條第一項に規定する地方税に関する犯則事件については、国税犯則取締法施行規則の規定(第一条及び第七條ノ二の規定を除く。)を準用する。

#### 附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る健康の保持増進及び疾病の予防への取組)

**第四条の五** 法附則第四条の四第一項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とす

項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第二十九条の八、まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

**第五十九条** 法第七十一条、第七十二条の七十三、第七十三条の四十一、第七十四条の三十、第九十七条、、第三百三十九條、第四百四十四條の五十四、、第四百七十四條、、第二百五条、第三百三十六條、第四百三十七條、、第四百八十五條の六、第五百四十六條、第六百十六條、第七百一条の二十三、第七百一条の六十八及び第七百四十六條第一項に規定する地方税に関する犯則事件については、国税犯則取締法施行規則の規定(第一条及び第七條ノ二の規定を除く。)を準用する。

#### 附則

る。

2| 法附則第四条の四第三項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四条の六 略

2 略

(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用に関する読替え)

第四条の七 略

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の二 略

(法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出)

第五条の三 法附則第八条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は

、同項並びに同条第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四条の五 略

2 略

(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用に関する読替え)

第四条の六 略

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る 特例)

第五条の二 略

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)



第五条の四 略

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から第二十条の二の二十一第一号から第四号までに掲げる金額の合計額

を控除して得た金額

とする。

2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、

電気供給業を行う法人が電  
気事業法第十七条第一項 に規定する託送供給に係る料金として法

附則第九条第八項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

3 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、

ガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第四項

に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

4 法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項及び第十四項に規定する雇業者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又

第五条の三 略

(法人の事業税に係る 特例)

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二の二十一第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定

する特定規模需要に應ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が電  
気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給に係る料金として法  
附則第九条第八項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払う  
べき金額に相当する収入金額とする。

3 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定

する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項  
に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他  
のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額と  
する。

4 法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項及び第十四項に規定する雇業者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又

は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設）において同じ。以下この項に

おいて同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第六条第一項の規定により法附則第九条第十九項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

（法人の事業税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出）

第六条の二の二 法附則第九条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

は事業所（法第二十四条第三項）に規定する外国法人にあつては、法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所。以下この項において同じ。）の従業者

のうち法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 第二十条の二の十七第三項 の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項 の規定により同項 に規定する特定実用発電用原子炉設置者 が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者 に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第六条の十一 道府県は、毎年度、法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間（以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。）ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 四 略

2 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2 11 略

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第六条の十一 道府県は、毎年度、法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間（以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。）ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 四 略

2 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2 11 略

12 法附則第十一条第九項に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務

12] 法附則第十一条第十項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

13] 法附則第十一条第十一項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

14] 法附則第十一条第十二項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

15] 法附則第十一条第十一項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖繩振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- 一 法附則第十一条第十一項の資金（次号に規定する資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（

省令で定めるものとする。

13] 法附則第十一条第十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

14] 法附則第十一条第十二項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

15] 法附則第十一条第十二項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

16] 法附則第十一条第十二項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖繩振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- 一 法附則第十一条第十二項の資金（次号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（

事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。)が  
保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 略

16| 法附則第十一条第十二項及び同項の規定により読み替えて適用される  
法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、  
次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 略

17| 法附則第十一条第十二項の規定により読み替えて適用される法第七十  
三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画され  
た一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するた  
めに独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上  
二百四十平方メートル以下のものとする。

18| 法附則第十一条第十三項に規定する契約のうち政令で定めるものは、  
不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項第二号  
に掲げる契約(第一号において「事業契約」という。)の内容として次  
に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一 法附則第十一条第十三項に規定する特例事業者による事業契約に係  
る不動産取引の目的となる不動産(第三号において「対象不動産」と  
いう。)の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

二 前号の特例事業者が、法附則第十一条第十三項第一号に掲げる土地  
及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びそ  
の敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するもので  
あること。

事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。)が  
保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 略

17| 法附則第十一条第十三項及び同項の規定により読み替えて適用される  
法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、  
次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 略

18| 法附則第十一条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七十  
三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画され  
た一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するた  
めに独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上  
二百四十平方メートル以下のものとする。

19| 法附則第十一条第十四項に規定する契約のうち政令で定めるものは、  
不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項第二号  
に掲げる契約(第一号において「事業契約」という。)の内容として次  
に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一 法附則第十一条第十四項に規定する特例事業者による事業契約に係  
る不動産取引の目的となる不動産(第三号において「対象不動産」と  
いう。)の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

二 前号の特例事業者が、法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地  
及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びそ  
の敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するもので  
あること。

三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第十一条第十三項第一号に掲げる土地の上に新築をする同号に規定する特定家屋 当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

ロ 法附則第十一条第十三項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

四 法附則第十一条第十三項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

五 略

19| 法附則第十一条第十三項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次に掲げる家屋とする。

一及び二 略

20| 法附則第十一条第十三項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法

三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地の上に新築をする同号に規定する特定家屋 当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

ロ 法附則第十一条第十四項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

四 法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

五 略

20| 法附則第十一条第十四項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次に掲げる家屋とする。

一及び二 略

21| 法附則第十一条第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法

第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

21 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

#### 第十条 略

2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等（第二十四項を除き、以下この条において「農地等」という。）の取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに、同項の規定の適用を受けた旨を申請しなければならない。

第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

#### 第十条 略

2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地の取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに、同項の規定の適用を受けた旨を申請しなければならない。

3 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする者（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者を除く。）は、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする農地等の贈与を受けた日の属する年の翌年の三月十五日までに、当該農地等の明細その他の総務省令で定める事項を記載した書類を道府県知事に提出しなければならない。

4 略

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同令第四十条の六第十四項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十二項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第六十四項第一号中「及び住所」とあるのは「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」と

3 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする者（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者を除く。）は、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地の贈与を受けた日の属する年の翌年の三月十五日までに、当該農地、採草放牧地及び準農地の明細その他の総務省令で定める事項を記載した書類を道府県知事に提出しなければならない。

4 略

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同令第四十条の六第十四項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十二項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第六十四項



あるのは「不動産取得税」と、同項第三号中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と

、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものとする。

6 略

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下この条において「一時的道路用地等」という。）の用に供されている 農地等

につき、当該農地等に係る同項に規定する貸付期限（以下この条において「貸付期限」という。）

（この到来により租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項に規定する地上権等（以下この条において「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 略

中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものとする。

6 略

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下 「一時的道路用地等」という。）の用に供されている同条第一項に規定する農地等（第二十四項を除き、以下「農地等」という。）につき、当該農地等に係る同条第十八項に規定する貸付期限（以下 「貸付期限」という。）

（この到来により同項に規定する地上権等

（以下 「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出

なければならない。

8 略

9 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 五 略

10 12 略

13 受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け（次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。）は、同条第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定により

9 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名、住所及び個人番号

にあつては、氏名及び住所）（個人番号を有しない者

二 五 略

10 12 略

13 受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け（次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。）は、同条第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定により

その例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならぬ。ただし、当該農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項第一号イからハまでに掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行った日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14 及び 15 略

16 法附則第十二条第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地等

の受贈者又は贈与者（これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農地等

を贈与した者を除く。）が死亡したときは、総務省令で定める者は、総務省令で定める事項を記載した届出書を、その死亡の日後、遅滞なく、道府県知事に提出しなければならない。

17 道府県知事は、第二項の申請があつた場合において、法附則第十二条第一項の規定の適用があるときは、当該申請に係る農地等

の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶予する旨を通知するものとする。

その例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならぬ。ただし、当該農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項各号

に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行った日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14 及び 15 略

16 法附則第十二条第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地及び準農地

の受贈者又は贈与者（これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農地、採草放牧地及び準農地を贈与した者を除く。）が死亡したときは、

総務省令で定める者は、総務省令で定める事項を記載した届出書を、その死亡の日後、遅滞なく、道府県知事に提出しなければならない。

17 道府県知事は、第二項の申請があつた場合において、法附則第十二条第一項の規定の適用があるときは、当該申請に係る農地、採草放牧地及

び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶予する旨を通知するものとする。

18 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は農地等は農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

19 略

20 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認められる場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地等に関する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

21 略

22 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合においては、当該農地等は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当するものとして、同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

23  
26 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫を建設することを

18 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地、採草放牧地及び準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

19 略

20 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認められる場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地に関する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

21 略

22 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合においては、当該農地は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当するものとして、同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

23  
26 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 法附則第十五条第一項に規定する倉庫を建設することを

目的として設立された法人で政令で定めるものは、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下この項において「倉庫業者」という。）に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 略

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号に規定する基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハ及びニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に計

目的として設立された法人で政令で定めるものは、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下この項において「倉庫業者」という。）に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 略

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第一項に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハ及びニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 次項第二号に掲げる搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（貨物の搬出が連続して自動的に行われるものであり、かつ、

量する装置をいう。(3)において同じ。)が取り付けられたものに限る。)が設けられているものであること。

(3) 搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置をいい、自動検量装置が取り付けられたものに限る。)が設けられているものであること(次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。)

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設(以下この号において「事務所等」という。)が併設されていること。

(ii) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(iii) 次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられているものであること。

(5) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

へ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(2) (1) 略  
強制送風式冷蔵装置(冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うものをいう。)が設けられているものであること。

自動検量装置付きのものに限る。)が設けられているものであること。

(3) 流通機能の高度化 のために必要とされる

要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

へ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(2) (1) 略  
次項第一号に掲げる強制送風式冷蔵装置が設けられているものであること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 事務所等が併設されていること。

(ii) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(4) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 事務所等が併設されていること。

(ii) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(3) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

二 略

3 法附則第十五条第二号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものを使用して提供した前項各号に掲げる倉庫に到着する予定時刻に係る情報を表示する装置

(3) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる

電動式密集棚装置、同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項第六号に掲げる搬出貨物表示装置のいずれかが設けられているものであること。

(4) 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる電動式密集棚装置、同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項第六号に掲げる搬出貨物表示装置のいずれかが設けられているものであること。

(3) 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

二 略

3 法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 強制送風式冷蔵装置（氷点下の室温を保持する冷却能力を有するものであり、かつ、総務省令で定める出力その他の基準に適合するものに限る。）  
二 搬入用自動運搬装置（貨物の搬入が連続して自動的に行われるもの

であつて、総務省令で定める規格その他の基準に適合するものをいう。)

二 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、総務省令で定める搬出能力その他の基準に適合するものをいう。）

4 法附則第十五条第一項第三号に規定する貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるものは、駅及びこれに接続する施設で総務省令で定めるものに設置される設備であつて、動力を用いて貨物の搬入及び搬出を行うものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

5 略

16 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定

であり、かつ、総務省令で定める荷揚げ能力その他の基準に適合するものに限る。)

三 垂直型連続運搬装置（四隅のチェーン又はワイヤーロープにより駆動されるものであり、かつ、総務省令で定める荷制限重量その他の基準に適合するものに限る。)

四 電動式密集棚装置（保管棚の移動が遠隔集中制御により自動的に行われるものであり、かつ、総務省令で定める設置床面積その他の基準に適合するものに限る。)

五 自動化保管装置（物品の出し入れが自動的に行われるものであり、かつ、総務省令で定める物品の搬送速度その他の基準に適合するものに限る。)

六 搬出貨物表示装置（貨物の搬出を効率的に行うために必要な情報を表示する装置をいい、当該表示が遠隔集中制御により行われるものであり、かつ、総務省令で定める表示器の設置数その他の基準に適合するものに限る。)

4 略

15 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定



めるものは、次に掲げる車両で総務省令で定めるものとする。

一 原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するもの

二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両

17) 32) 略

33) 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 略

二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業であつて次に掲げるもの（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）

イ 当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅若しくは停留場（以下この号において「特定駅等」という。）又は特定駅等からの距離が百キロメートル以内の駅若しくは停留場において実施される事業

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に基づき同法第二条第二十三号イに掲げる公共交通特定事業として実施される事業

34) 39) 略

めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

16) 31) 略

32) 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 略

二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含む、当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）

33) 38) 略

40 法附則第十五条第四十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者
- 二 電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者
- 三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十五号に規定する一般放送事業者（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備（以下この号において「有線電気通信設備」という。）を用いて放送法第二条第三号に規定する一般放送（以下この号において「一般放送」という。）の業務を行う者に限る。）又は同条第二十六号に規定する放送事業者以外の者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者で有線電気通信法第三条第一項の規定による届出をした者に限る。）

41 法附則第十五条第四十四項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 道路法第二条第一項に規定する道路
- 二 道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道
- 三 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二十七条に規定する管理用通路
- 四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第一号に規定する園路
- 五 港湾法第二条第五項第四号に規定する道路（同条第六項の規定により同号に規定する道路とみなされたものを含む。）
- 六 漁港漁場整備法第三条第二号イに規定する道路（同法第四十条第一

項又は第二項の規定により同号イに規定する道路とみなされたものを  
含む。)

七 前各号に掲げるもの以外の総務省令で定める道路

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受  
ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する償却資産として政令  
で定めるものは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する  
法律第一条第一項に規定する旅客会社(第三項及び次条において「旅客  
会社」という。)、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関す  
る法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条  
第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会  
社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)

附則第二条第一項に規定する新会社が所有する固定資産で鉄道事業の用  
に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政  
法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による  
解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行  
法第三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法(昭和三十九年  
法律第三号)第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無  
償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により  
日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有  
資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律  
(昭和六十一年法律第九十四号。以下この項において「国鉄関連改正法

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受  
ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する償却資産として政令  
で定めるものは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する  
法律第一条第一項に規定する旅客会社又は

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関す  
る法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条  
第一項に規定する新会社

が所有する固定資産で鉄道事業の用  
に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政  
法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による  
解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行  
法第三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法(昭和三十九年  
法律第三号)第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無  
償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により  
日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有  
資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律  
(昭和六十一年法律第九十四号。以下この項において「国鉄関連改正法

「という。」第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

2 略

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、旅客会社

が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、旅客会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

**第十一条の三** 法附則第十五条の三に規定する固定資産で政令で定めるものは、旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社（以下この条において「貨物会社」という。）が直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産（病院又は診療所の用に供するものを除く。）

「という。」第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

2 略

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社（以下この項及び次条において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

**第十一条の三** 法附則第十五条の三に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社

が直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産（病院及び診療所の用に供するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産（旅客会社又は貨物会社）に貸し付けているもので総務省令で定めるものを除く。）

四 遊休状態にある土地及び家屋（直接鉄道事業の用に供するものとして昭和六十二年三月三十一日において建設計画が確定しているもので当該建設計画に従つて鉄道事業の用に供されると認められるもの及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務の用に供するもので建設計画が確定しているもの（当該建設計画において、当該旅客会社又は貨物会社が直接鉄道事業の用に供するとされるものに限る。）を除く。）

五 略

六 車両、機械、器具又は被服の製造の用に供する固定資産

七 略

八 発電所又は採炭施設の用に供する固定資産

九 十一 略

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 略

2 24 略

25 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅は、同項に規定する耐震基準適合住宅（以下この項及び次項において「

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産（北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社に貸し付けているもので総務省令で定めるものを除く。）

四 遊休状態にある土地及び家屋（直接鉄道事業の用に供するものとして昭和六十二年三月三十一日において建設計画が確定しているもので当該建設計画に従つて鉄道事業の用に供されると認められるもの及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務の用に供するもので建設計画が確定しているもの（当該建設計画において、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が直接鉄道事業の用に供するとされるものに限る。）を除く。）

五 略

六 車両、機械、器具及び被服の製造の用に供する固定資産

七 略

八 発電所及び採炭施設の用に供する固定資産

九 十一 略

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 略

2 24 略

25 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅は、次に掲げる耐震基準適合住宅

耐震基準適合住宅」という。)のうち次に掲げるものとする。

一 三 略

26 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅(前項各号に掲げる耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。)

次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれに定める額  
イ及びロ 略

二 略

27 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該家屋の床面積が五十平方メートル以上であること。

二 及び三 略

28 略

29 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額(当該改修工事の費用に充てるために国若しくは地方公共団体から補助金等(当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。))の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費(以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。)の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項

とする。

一 三 略

26 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅(前項に規定する耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。)

次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれに定める額  
イ及びロ 略

二 略

27 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一 及び二 略

28 略

29 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額(当該改修工事の費用に充てるために国若しくは地方公共団体から補助金等(当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。))の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費(以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。)の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項

において「介護予防住宅改修費」という。)の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額)が五十万円を超えるものとする。

30 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅(以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。)のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分(法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。)以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 略

31 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額(同条第九項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。)に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

32 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、次に

において「介護予防住宅改修費」という。)の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額)が五十万円を超えるものとする。

30 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、次に掲げる高齢者等居住改修住宅

一 特定居住用部分(法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。)以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 略

31 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額(同条第九項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。)に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

32 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、次に

掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上であること。

二及び三 略

33 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める高齢者等居住改修専有部分は、同項に規定する高齢者等居住改修専有部分（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

一及び二 略

34 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額（同条第十項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

35 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

36 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共

掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一及び二 略

33 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める高齢者等居住改修専有部分は、次に掲げる高齢者等居住改修専有部分

とする。

一及び二 略

34 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額（同条第十項の規定の適用がある場合に於ては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合に於ては、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

35 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十七項各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

36 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額



団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が五十万円を超えるものとする。

37 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修住宅は、同項に規定する熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一及び二 略

38 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

39 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第三十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

40 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修専有部分は、同項に規定する熱損失防止改修専有部分（以下この項及び次項において「熱損失防止改修専有部分」という。）のうち次に掲げるも

が五十万円を超えるものとする。

37 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修住宅は、次に掲げる熱損失防止改修住宅

とする。

一及び二 略

38 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあっては、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

39 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第三十二項各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

40 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修専有部分は、次に掲げる熱損失防止改修専有部分

のとする。

一及び二 略

41 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

42～44 略

（法附則第十七条の三第二項の勧告遊休農地に係る特別の事情）

第十三条の二 法附則第十七条の三第二項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、同条第一項に規定する勧告遊休農地に係る次に掲げる事情とする。

- 一 分筆又は合筆その他これらに類する事情
- 二 震災、風水害その他の災害による区画又は形質の著しい変動

（軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の払込みに係る通知

のとする。

一及び二 略

41 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

42～44 略

**第十五条の二の二** 法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在道府県」という。）の知事は、法附則第二十九条の十二第二項の規定による払込みを行う場合には、同項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額その他必要な事項を法附則第二十九条の十第一項に規定する定置場所在市町村（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在市町村」という。）の長に通知するものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法）

**第十五条の二の三** 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

**第十五条の二の四** 法附則第二十九条の十六第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の五とする。

2 法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額は、定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係

る過誤納金について歳出予算から還付金を支出した場合における当該還付金に相当する金額とする。

3| 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額を通知するものとする。

4| 定置場所在市町村は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、法附則第二十九条の十六第一項に規定する徴収取扱費を定置場所在道府県に交付するものとする。

(総務省令への委任)

第十五条の二の五 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九から第二十九条の十六まで及び前三条に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、総務省令で定める。

(東日本大震災に係る自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十二条 法附則第五十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等(法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等)をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)

(東日本大震災に係る自動車取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十二条 法附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車(法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車)をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二略

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの  
〔であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの〕

3 法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二略

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 法附則第五十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四百四十五条第一項に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 法第四百四十二条第二号に規定する軽自動車（二輪のものを除く。）  
〔であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの〕

3 法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第一百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二略

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4 法附則第五十三条の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二略

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

二略

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4 法附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車（法附則第五十二条第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二略

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る自動車税の種別割の特例に関する手続)

### 第三十二条の二 略

2 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内自動車等の所有者(法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続)

### 第三十三条の二

① 略

(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十四条 法附則第五十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十二条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る自動車税の特例に関する手続)

### 第三十二条の二 略

2 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内自動車等の所有者(法第百四十四条第一項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る固定資産税等の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

### 第三十三条の二 法附則第五十六条の二第三項に規定する線路設備、電路

設備その他の構築物で政令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とする。

2 略

次に掲げる者とする。

一 被災自動車等（法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 軽自動車のうち三輪以上のものであつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの



3 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十六条の三第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4 法附則第五十六条の三第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内自動車等（法附則第五十六条の三第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には

、これらの規定に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十六条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る軽自動車税の種別割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十五条 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災二輪自動車等(法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

(東日本大震災に係る軽自動車税の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十四条 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災二輪自動車等(法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)

二及び三 略

2 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災小型特殊自動車（法附則第五十七条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項 に規定する場合には、同項に規定する買主）

二及び三 略

3 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 原動機付自転車であつて法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたもの

二及び三 略

4 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項 に規定する場合）には、同項に規定する買主）

二及び三 略

5 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十七条第七項に規定する対象

二及び三 略

2 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災小型特殊自動車（法附則第五十七条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十四条の二第二項に規定する場合）にあつては、同項に規定する買主）

二及び三 略

3 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 原動機付自転車であつて法第四百四十七条第一項 の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたもの

二及び三 略

4 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合）にあつては、同項に規定する買主）

二及び三 略

5 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十七条第七項に規定する対象

区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項）に規定する場合には、同項に規定する買主）

二及び三 略

6 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定めるものは、小型特殊自動車であつて法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項）に規定する場合には、同項に規定する買主）

二及び三 略

8 法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十七条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項）に規定する場合には、同項に規定する買主）

区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二及び三 略

6 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定めるものは、小型特殊自動車であつて法第四百四十七条第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二及び三 略

8 法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十七条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二及び三 略

9 附則第三十四条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長に提出しなければならない。

10 法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者（法第四百四十四条第一項）に規定する場合には、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない。

二及び三 略

9 附則第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長に提出しなければならない。

10 法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者（法第四百四十二条の二第二項）に規定する場合には、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない。

第二条による改正（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第八十二号））

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市町村民税に関する経過措置）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号。以下「改正法」という。）附則第七条第三項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の二及び第三十五条の三の規定の適用がある場合には、旧令附則第十八条の二及び第十八条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第十八条の二の二の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項」の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第三十五条の二の二第一項」と、「租税特別措置法第四十一条の九第一項」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市町村民税に関する経過措置）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号。以下「改正法」という。）附則第七条第三項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の二及び第三十五条の三の規定の適用については、旧令附則第十八条の二及び第十八条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第十八条の二の二第一項中「法</p> <p style="text-align: center;">「とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下本条及び次条において「旧法」という。）</p> <p style="text-align: center;">「と、「租税特別措置法第四十一条の九第一項」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十</p>

年法律第七号) 附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(第四項において「旧租税特別措置法」という。) 第四十一条の九第一項」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、同条第三項中「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第一項」と、同条第四項中「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第二項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「同法の」とあるのは「旧租税特別措置法の」と、同項の表中「地方税法(以下この条において「法」という。)」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十四号) 附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)」と、「法第三百七十七条の二第一項」とあるのは「地方税法(以下この条において「法」という。) 第三百七十七条の二第一項」と、「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第一項」と、同条第五項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第六十一号) 附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令」と、「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第一項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、「地方税法」とあるのは「地方税

年法律第七号) 附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下本条において「旧租税特別措置法」という。) 第四十一条の九第一項」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、同条第三項中「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第一項」と、同条第四項中「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第二項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「同法の」とあるのは「旧租税特別措置法の」と、同項の表中「地方税法(以下この条において「法」という。)」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十四号) 附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)」と、「法第三百七十七条の二第一項」とあるのは「地方税法(以下この条において「法」という。) 第三百七十七条の二第一項」と、「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第一項」と、同条第五項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第六十一号) 附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令による改正前の租税特別措置法施行令」と、「法附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第一項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、「地方税法」とあるのは「地方税

法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の「地方税法」と、「される法」とあるのは「される租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」と、旧令附則第十八条の三の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中「法附則第三十五条の三第一項第一号」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第三十五条の三第一項第一号」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第三項中「法」とあるのは「旧法」とする。

法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の「地方税法」と、「される法」とあるのは「される租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」と、旧令附則第十八条の三中「法」とあるのは「旧法」と、同条第二項中「自治省令」とあるのは「総務省令」とする。



第三条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第四百二十二号））

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税に関する経過措置）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十条の規定は、平成七年一月一日前に行われた地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第四項及び第七項において「農地等」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と<sup>と</sup>する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>3 改正法附則第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。第一号及び次項において同じ。）に規定する政令で定める農業生産法人は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当する農業生産法人（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。</u>）であることにつき総務省令で定めるところにより</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税に関する経過措置）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十条の規定は、平成七年一月一日前に行われた地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地<sup>の</sup>取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと<sup>と</sup>する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>3 改正法附則第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する政令で定める農業生産法人は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当する農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第二条第七項</u>に規定する農業生産法人をいう。以下この項において「農業生産法人」という。）であることにつき総務省令で定めるところにより</p>

農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が証明したもの（次項）において「旧特定農業生産法人」という。）とする。

一 改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者（次号）及び次項において「受贈者」という。）が農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役（代表権を有しない者を除く。）となつてゐること。

二 当該受贈者が当該農業生産法人の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法第二条第三項第二号ニに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主（一年間のうち当該農業生産法人の行う同項第一号に規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、かつ、当該農業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）となつてゐること。

4 改正法附則第四条第四項の使用貸借による権利の設定は、旧特定農業生産法人に対し同項の規定の適用を受けようとする当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する農地等で旧法附則第十二条第一項

の規定の適用を受けてゐるもの（地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第四条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定の適用を受けてゐる者（第九項及び第十一項において「昭和五十一年改正前の地方税法適用者」という。）にあ

農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が証明したもの（次項及び第七項において「特定農業生産法人」という。）とする。

一 改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者（以下この項及び次項において「受贈者」という。）が農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役（代表権を有しない者を除く。）となつてゐること。

二 当該受贈者が 農業生産法人の農地法第二条第七項第二号ニに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主（一年間のうち当該農業生産法人の行う同項第一号に規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、かつ、当該農業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）となつてゐること。

4 改正法附則第四条第四項の使用貸借による権利の設定は、特定農業生産法人に対し同項の規定の適用を受けようとする当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する旧法附則第十二条第一項に規定する農地

、採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けてゐるもの（地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第四条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定の適用を受けてゐる者（第九項及び第十一項において「昭和五十一年改正前の地方税法適用者」という。）にあ

つては同条第一項に規定する農地及び採草放牧地で同項の規定の適用を受けているもの、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定の適用を受けている者（第十項及び第十一項において「平成三年改正前の地方税法適用者」という。）にあつては同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けているもの）の全てについて行われるものでなければならない。

5 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における第二項の規定により読み替えられた旧令附則第十条（第二項から第五項まで及び第七項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項又は地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第四項」と、同条第六項及び第九項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項」とする。

6 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項及び次項において「改正前の租税特別措置法」という。）第七十条の四第十項から第十四項まで、第十五項第

つては同条第一項に規定する農地及び採草放牧地で同項の規定の適用を受けているもの、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定の適用を受けている者（第十項及び第十一項において「平成三年改正前の地方税法適用者」という。）にあつては同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けているもの）のすべてについて行われるものでなければならない。

5 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における第二項の規定により読み替えられた旧令附則第十条（第二項から第五項まで及び第七項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項又は地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下本条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第四項」と、同条第六項及び第九項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項」とする。

6 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における 旧法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項及び次項において「改正前の租税特別措置法」という。）第七十条の四第十項から第十四項まで、第十五項第

二号、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前の租税特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第七十条の四第十項
贈与税	同項	第一項の規定の適用を受ける
不動産取得税	これらの項	地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる平成七年改正法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「改正前の地方税法」という。）附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定の適用を受ける

二号、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前の租税特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第七十条の四第十項
贈与税	同項	第一項
不動産取得税	これらの項	地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる平成七年改正法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「改正前の地方税法」という。）附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項

納税の猶予	徴収の猶予	<p>申告書の提出期限（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第三十六条第十項の規定によりこの項の規定の適用を受けることとなつた受贈者については、同条第三項</p>	<p>納期限（平成七年改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けることとなつた者については、同項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第三項</p>	<p>引き続き第一項</p> <p>平成七年改正法附則第三十六条第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事</p>	<p>引き続き改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項</p> <p>同項の適用を受ける同条第三項に規定する農地等に係る当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法</p>
-------	-------	--	---	--	---

納税の猶予	徴収の猶予	<p>申告書の提出期限（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第三十六条第六項の規定によりこの項の規定の適用を受けることとなつた受贈者については、同条第三項</p>	<p>納期限（平成七年改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けることとなつた者については、同項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第三項</p>	<p>引き続き第一項</p> <p>平成七年改正法附則第三十六条第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事</p>	<p>引き続き改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項</p> <p>同項の適用を受ける同条第三項に規定する農地等に係る当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人（</p>
-------	-------	--	---	--	---

第七十条の四第十四項	略	納税地の所轄税務署長	項及び当該被設定者が同条第四項に規定する特定農地所有適格法人
		道府県知事	人（平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）の農業経営に関する事項及び当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人
第一項の場合	略	道府県知事	人（平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）の農業経営に関する事項及び当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人
改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の場合	略	道府県知事	人（平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）の農業経営に関する事項及び当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人

第七十条の四第十四項	略	納税地の所轄税務署長	項及び当該被設定者が同条第三項に規定する特定農業生産法人
		道府県知事	同項に規定する農地法第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの
第一項	略	道府県知事	同項に規定する農地法第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの
改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項	略	道府県知事	同項に規定する農地法第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの

同項に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定による	国稅通則法第五十一条	第一項	道府県知事	第一項に	贈与税	不動産取得税	納税の猶予	係る第一項	同法第四十九条第二項及び第三項
同項に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定による	地方税法第十六条第三項	道府県知事	道府県知事	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項に	贈与税	不動産取得税	徴収の猶予	係る改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項	地方税法第十五条の三第二項及び第三項

同項に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定による	国稅通則法第五十一条	第一項	道府県知事	第一項に	贈与税	不動産取得税	納税の猶予	係る改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項	同法第四十九条第二項及び第三項
同項に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定による	地方税法第十六条第三項	道府県知事	道府県知事	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項に	贈与税	不動産取得税	徴収の猶予	係る改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項	地方税法第十五条の三第二項及び第三項

第七十条の四第十五項（第一号及び第三号を除く。）

第七十条の四第十五項第二号		第一項	国税通則法及び国税徴収法	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による徴収の猶予	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による徴収の猶予
改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による徴収の猶予	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による徴収の猶予				

国税通則法の	期限	前号に規定する	同項	延滞税	贈与税	国税通則法及び国税徴収法
地方税法の	含む。） 規定による当該期限を	期限（第三項、第四項、第十二項又は前項の規定による当該期限を	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による	延滞金	不動産取得税	地方税法



		第七十条の四第十八項			
贈与税の申告書の提出	贈与税に の額	各号に規定する贈与税	第一項の	国税通則法	期限
納期限	不動産取得税に	取得税の額	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の	地方税法	、第十二項又は前項の規定による当該期限を含む。）
					改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による
					期限（第三項、第四項
					前号に規定する
					納税の猶予
					同項
					延滞税
					贈与税
					不動産取得税
					延滞金
					これらの項
					徴収の猶予
					改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による
					期限（第三項、第四項
					、第十二項又は前項の規定による当該期限を含む。）
					地方税法
					改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の
					不動産取得税に
					取得税の額
					各号に規定する不動産
					贈与税に
					の額
					贈与税の申告書の提出
					納期限

		第七十条の四第十八項	
贈与税の申告書の提出	贈与税に の額	贈与税の額	第一項の
納期限	不動産取得税に	不動産取得税の額	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の

第七十条の四第十八	期限	
	定める納税の猶予	定める徴収の猶予
	利子税	延滞金
	贈与税	不動産取得税
項各号	納税の猶予	徴収の猶予

7 前項の規定により読み替えられた改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項に規定する届出書には、改正法附則第四条第四項の規定の適用を受ける

農地等に係る当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）に使用させている所在地の異なる当該農地等ごとの当該届出書の提出期限を含む事業年度開始の前日三年以内に開始した各事業年度における農業に係る生産及び出荷の状況並びに収入金額並びに当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を記載しなければならない。

8  
8  
11  
略

利子税	期限	
	納税の猶予	徴収の猶予
延滞金		

7 前項の規定により読み替えられた改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項に規定する届出書には、改正法附則第四条第四項の規定の適用を受ける同条第三項に規定する農地等に係る当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人に使用させている

所在地の異なる当該農地等ごとの当該届出書の提出期限を含む事業年度開始の前日三年以内に開始した各事業年度における農業に係る生産及び出荷の状況並びに収入金額並びに当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人が特定農業生産法人に該当する事実の明細を記載しなければならない。

8  
8  
11  
略

第四条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号））

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b>第四条</b> 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b>第四条</b> 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

略

略

2 | 平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項	(以下この条) 、当該各徴収取扱費算定期間内	(次項) 、平成二十九年三月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。)(第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等(同条第三項に規定

第三十五条	法第七十二条の百四	金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	定期間内	(当該各徴収取扱費算	<p>する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>
	平成二十八年十二月から平成	金額との合計額	徴収取扱費基礎額	十九分の十	(同年四月及び五月		

二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が

間の次 当該徴収取扱費算定期 間内	当該徴収取扱費算定期 間内	費算定期間内 当該還付金等を還付し た日の属する徴収取扱 費算定期間内	
同年六月から八月まで	同年四月及び五月	同年四月及び五月	還付された場合であつて、当 該旧法還付金等に相当する額 が同月に二十九年旧地方税法 第七十二条の百三第三項の規 定により当該道府県に払い込 むべき貨物割として納付され た額の総額（同月に二十九年 旧地方税法第七十二条の百五 第二項の規定により加算され るべき額がある場合にあつて は、これを加算した額）を超 えるときは、当該超える額に 相当する還付金等が同年四月 及び五月に還付されたものと みなし、同年四月及び五月に 法第七十二条の百四

<p>第三十五条 の十八</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>附則第六条 の十一第一 項</p>	<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算 定期間内</p>	<p>(次項 、平成二十九年三月に二十九 年旧地方税法附則第九条の六 第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額(同月 に二十九年旧地方税法附則第 九条の七の規定により譲渡割 に係る還付金等(同条に規定 する還付金等をいう。以下こ の条において「旧法還付金等 」という。)が還付された場 合にあつては当該旧法還付金 等に相当する額を控除し、二 十九年旧地方税法附則第九条 の八第二項の規定により加算 されるべき額がある場合に あつては当該加算されるべき額 を加算した額とする。)の十</p>



<p>附則第六條 の十一第二 項</p>	<p>法附則第九條の七</p>	<p>金額との合計額</p> <p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込む</p>	<p>金額</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>十九分の十</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>
------------------------------	-----------------	---	-----------	-----------------	------------------------------	---------------	-----------------------	--------------	-----------------------	---

べき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加

<p>3   地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定に</p>	<p>附則第六条の十二 徴収取扱費基礎額</p>	<p>算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七 当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間の次 同年六月から八月まで 同年四月及び五月 同年四月及び五月</p>	<p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
--	------------------------------	---	---

より読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	(以下この条)	(次項)
、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十九年三月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則	

第六條の十一において「旧地方税法」という。）第七十二條の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法第七十二條の百四及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百四の規定により貨物割に係る還付金等（地方税法等改正法附則第一條第二号に定める日（以下この項及び附則第六條の十一第一項において「一部施行日」という。）前に還付された二十九年旧地方税法第七十二條の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百四第三項に規定する還付金等）をい

<p>、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方</p>	
<p>、地方税法等改正法</p>	<p>う。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

<p>交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六條の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六條の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六條の十一において「二十九年旧地方税法」という。）</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内）</p>	<p>（法）</p>
	<p>旧地方税法</p>	<p>二十九年旧地方税法</p>	<p>（同年四月及び五月）</p>	<p>（一部施行日以後に還付され</p>

	<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>			<p>た</p>
<p>二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>	<p>金額</p>	<p>金額との合計額</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>金額</p>	<p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定に</p>				



より当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金

等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四、

<p>新令第三十 五条の十八</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間の次</p> <p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年四月及び五月</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>同年六月から八月まで</p> <p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項</p>	<p>(以下この条)</p> <p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項)</p> <p>、平成二十九年三月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法</p>

附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（一部施行日前に還付された二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算される

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七、</p>	<p>金額 徴収取扱費基礎額</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>(法) 定期間内</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内)</p>	<p>べき額を加算した額とする。 ( )の十七分の十に相当する額 (次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月 (同年四月及び五月)</p>
<p>則第九条の七の規定により讓</p>	<p>金額との合計額</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>十九分の十</p>	<p>(一部施行日以後に還付された法</p>	<p>平成二十九年四月及び五月の</p>	<p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により讓</p>

渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が

同年三月に還付されたものと  
みなし、同月に二十九年旧地  
方税法附則第九条の七及び地  
方税法等改正法附則第二条の  
規定によりなお従前の例によ  
ることとされた旧地方税法附  
則第九条の七の規定により譲  
渡割に係る旧法還付金等が還  
付された場合であつて、当該  
旧法還付金等に相当する額が  
同月に二十九年旧地方税法附  
則第九条の六第三項及び地方  
税法等改正法附則第二条の規  
定によりなお従前の例による  
こととされた旧地方税法附則  
第九条の六第三項の規定によ  
り当該道府県に払い込むべき  
譲渡割として納付された額の  
総額（同月に二十九年旧地方  
税法附則第九条の八第二項及  
び地方税法等改正法附則第二  
条の規定によりなお従前の例  
によることとされた旧地方税

<p>新令附則第 六条の十二</p>		
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月 同年四月及び五月 同年四月及び五月に法附則第九条の七、 法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、</p>

4 平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の



表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条の十七第一項</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>
<p>第三十五条の十七第二項</p>	<p>法第七十二条の百四</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該</p>

<p>項 の十一第二 附則第六條</p>	<p>項 の十一第一 附則第六條</p>	<p>法附則第九條の七</p>	<p>還付金等を還付した日 の属する徴収取扱費算 定期間内</p>	<p>徴収取扱費算定期間内に法第 七十二條の百四</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p>	<p>二十九分の十</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に 法附則第九條の七の規定によ り譲渡割に係る還付金等が還 付された場合であつて、当該 還付金等に相当する額が同年 四月及び五月に法附則第九條 の六第三項の規定により当該 道府県に払い込むべき譲渡割 として納付された額の総額（ 同年四月及び五月に法附則第 九條の八第二項の規定により 加算されるべき額がある場合 にあつては、これを加算した 額）を超えるときは、当該超 える額に相当する還付金等が</p>
------------------------------	------------------------------	-----------------	---	----------------------------------	-------------------	---------------	--

	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七 徴収取扱費算定期間内
5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十二分の十	十九分の十
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十		

七第一項	法第七十二条の百四、	平成二十九年四月及び五月に
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項	<p>法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二</p>

還付金等を還付した日	
徴収取扱費算定期間内	<p>         条の百三第三項の規定により          当該道府県に払い込むべき貨          物割として納付された額の総          額（同年四月及び五月に法第          七十二条の百五第二項、地方          税法等改正法附則第二条の規          定によりなお従前の例による          こととされた旧地方税法第七          十二条の百五第二項及び地方          税法等改正法附則第八条の規          定によりなお従前の例による          こととされた二十九年旧地方          税法第七十二条の百五第二項          の規定により加算されるべき          額がある場合にあつては、こ          れを加算した額）を超過すと          きは、当該超える額に相当す          る還付金等が同年六月から八          月までの徴収取扱費算定期間          内に還付されたものとみなし          、当該徴収取扱費算定期間内          に法第七十二条の百四、       </p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	<p>第一項 第六條の十 一第一項</p>	<p>の属する徴収取扱費算定期間内 二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>
<p>法附則第九条の七、</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年度旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項</p>		

、地方税法等改正法附則第二  
条の規定によりなお従前の例  
によることとされた旧地方税  
法附則第九条の六第三項及び  
地方税法等改正法附則第八  
条の規定によりなお従前の例に  
よることとされた二十九年旧  
地方税法附則第九条の六第三  
項の規定により当該道府県に  
払い込むべき譲渡割として納  
付された額の総額（同年四月  
及び五月に法附則第九条の八  
第二項、地方税法等改正法附  
則第二条の規定によりなお従  
前の例によることとされた旧  
地方税法附則第九条の八第二  
項及び地方税法等改正法附則  
第八条の規定によりなお従前  
の例によることとされた二十  
九年旧地方税法附則第九条の  
八第二項の規定により加算さ  
れるべき額がある場合にあつ  
ては、これを加算した額）を

		<p>超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七</p>
<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p>	<p>1</p>
<p>6   平成二十九年九月から十一月まで及び同年十二月から平成三十年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）          第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十九分の十」とする。</p>		



第五条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号））

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「<u>第三十五条の四の五</u>」を「<u>第三十五条の四の六</u>」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中<u>第三十五条の四の五</u>を<u>第三十五条の四の六</u>とし、<u>第三十五条の四の二から第三十五条の四の四</u>までを一条ずつ繰り下げ、<u>第三十五条の四</u>の次に次の一条を加える。</p> <p>（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に 関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「<u>第三十五条の四の三</u>」を「<u>第三十五条の四の四</u>」に改める。</p> <p>第二条第二項第二号中「この項及び附則第十条第九項第一号において」を削り、「同法第二条第十五項」を「同条第十五項」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中<u>第三十五条の四の三</u>を<u>第三十五条の四の四</u>とし、<u>第三十五条の四の二</u>を<u>第三十五条の四の三</u>とし、<u>第三十五条の四</u>の次に次の一条を加える。</p> <p>（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に 関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が</p>

行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

## 2 略

3 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 四 略

(中略)

第四十八条の九の十八の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の九の十九 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。

）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相

行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

## 2 略

3 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 四 略

(中略)

第四十八条の九の十七の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の九の十八 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。

）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相

手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 | 法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 | 法第三百二十一条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする市町村民税の納税義務者の氏名及び住所  
二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額並びにその年度及び納期限

手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 | 法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 | 法第三百二十一条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする所得割の納税義務者の氏名、住所及び個人番号  
二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する所得割額並びにその年度及び納期限

三 前号の市町村民税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法  
第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（そ  
の担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主  
たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他  
担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特  
別の事情があるときは、その事情）

（中略）

第五十七条の二の五第二項中「第三十五条の四の五第二項」を「第三  
十五条の四の六第二項」に改める。

（後略）

三 前号の所得割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法  
第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（そ  
の担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主  
たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他  
担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特  
別の事情があるときは、その事情）

（中略）

第五十七条の二の四第二十九項を「第四十八条の  
第十三第三項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第九条の七  
第六項ただし書又は第四十八条の第十三第七項ただし書」を「第九条の七  
第七項ただし書又は第四十八条の第十三第八項ただし書」に、「同条第八  
項」を「同条第九項」に、「同条第九項、第十二項、第十三項、第十五  
項、第十六項及び第十八項」を「同条第十項、第十三項、第十四項、第  
十六項、第十七項及び第十九項」に改める。

第五十八条中「第十項」を「第十四項」に改め、「第六条まで、第八  
条から」を削り、「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」  
に改め、「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二  
から」を加える。

（後略）

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略

四 第一条中地方税法施行令第六条の九の二の次に一条を加える改正規定、同令第七条の三の二の改正規定、同令第八条の十二第二項の改正規定（「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に改める部分に限る。）、同令第九条の七の改正規定（同条第二項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める部分並びに同条第七項中「計算した額（以下この条、第四十八条の十三）を「計算した額（以下この項、同条」に改める部分及び「この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」を「この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」に改める部分を除く。）、同令第九条の九の四第三項第四号、第九条の九の五第三項第四号、第十条第二項及び第三項、第三十二条の二第四項第四号、第三十二条の三第四項第四号並びに第三十五条の五第一項第二号の改正規定、同令第二十条の三の改正規定（同条第二項の表法人税法施行令第百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える部分及び同表法人税法施行令第百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える部分並びに第七号の二に掲げる部分を除く。）、同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の十三の改正規定（

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略

四 第一条中地方税法施行令第六条の九の二の次に一条を加える改正規定、同令第七条の三の二の改正規定、同令第八条の十二第二項の改正規定（「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に改める部分に限る。）、同令第九条の七の改正規定（同条第二項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める部分並びに同条第七項中「計算した額（以下この条、第四十八条の十三）を「計算した額（以下この項、同条」に改める部分及び「この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」を「この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」に改める部分を除く。）、同令第九条の九の四第三項第四号、第九条の九の五第三項第四号、第十条第二項及び第三項、第三十二条の二第四項第四号、第三十二条の三第四項第四号並びに第三十五条の五第一項第二号の改正規定

、同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の十三の改正規定（

同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める部分、同条第九項中「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に改める部分及び同項第一号中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の十五の三第三項第四号、第四十八条の十五の四第三項第四号及び第五十七条の二の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」に改める部分に限る。）並びに同令附則第十五条第五項の改正規定（「特別区及び」を「特別区並びに」に、「区の区域」を「区及び総合区の区域」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第六条の規定 平成二十八年四月一日

#### 五 略

#### 六 削除

同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める部分、同条第九項中「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に改める部分及び同項第一号中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の十五の三第三項第四号、第四十八条の十五の四第三項第四号及び第五十七条の二の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」に改める部分に限る。）並びに同令附則第十五条第五項の改正規定（「特別区及び」を「特別区並びに」に、「区の区域」を「区及び総合区の区域」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第六条の規定 平成二十八年四月一日

#### 五 略

#### 六 第一条中地方税法施行令第八条の十五の改正規定（「同条第五項の

「を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める部分を除く。）、同令第八条の十六の改正規定、同令第八条の十八の改正規定（「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改める部分に限る。）、同令第八条の十九、第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十四の改正規定（「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める部分を除く。）、同令第九条の改正規定、同令第二十條の三の改正規定（同条第二項の表法人税法施行令百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える部

七 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令

第六条の第十四第一項第四号の改正規定、同令第七条の十九の改正規定（同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項）」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び「残額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項）」に改める部分を除く。）、同令第二章第二節中第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の二の改正規定（同条第二項中「法第三百十四条の八」を「同条」に改める部分及び同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の九の十八の次に一条を加える改正規定及び同令第五十七条の二の五第二項の改正規定並びに附則第十条の規定 平成三十年一月一日

七の二 第一条中地方税法施行令第八条の十五の改正規定（「同条第五項の」を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める部分を除く。）、同令第八条の十六の改正規定、同令第八条の十八の改正規定（「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改める部分に限る。）、同令第八条の十九、

分及び同表法人税法施行令第一百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える部分を除く。）並びに同令第二十一条第一項の改正規定 平成二十九年四月一日

七 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第二条第二項第二号

及び第六条の第十四第一項第四号の改正規定、同令第七条の十九の改正規定（同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項）」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び「残額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項）」に改める部分を除く。）、同令第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の二の改正規定（同条第二項中「法第三百十四条の八」を「同条」に改める部分及び同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改める部分を除く。）並びに同令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定

平成三十年一月一日

第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十四の改正規定（「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める部分を除く。）、同令第九条の改正規定、同令第二十条の三の改正規定（同条第一項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法第五十七条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同表法人税法施行令第一百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同条第二項の表法人税法第五十七条第二項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同表法人税法施行令第一百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分及び同条第三項中「九年」を「十年」に改める部分に限る。）並びに同令第二十一条第一項の改正規定 平成三十年四月一日

八〇十一 略

（道府県たばこ税に関する経過措置）

**第四条** 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

八〇十一 略

（道府県たばこ税に関する経過措置）

**第四条** 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における新令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。



2 改正法附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつ

2 改正法附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における新令 第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における新令 第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における新令 第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつ

たときは、その延長された納期限」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

**第六条** 改正法附則第二十条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

2 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を

たときは、その延長された納期限」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

**第六条** 改正法附則第二十条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

2 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を

改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）とする。

4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に、「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に改める。

改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）とする。

4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における新令 第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

第六条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十條の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同条第二項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）（第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p> <p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十條の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十條の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法</p> <p style="text-align: right;">第七百三十六條第一</p>	<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十條の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同条第二項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課するものの収入額</p> <p>に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p> <p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十條の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六條第一</p>

項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法  
第五条第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特  
別区が課する税」という。）、同法第七百三十四条第三項において

準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に  
交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子  
割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において

準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付す  
るものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付  
金」という。）、同法第七百三十四条第三項において 準用

する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するもの  
とされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等  
譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百五十一項及び第  
二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付  
金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）、同法第三百  
三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交  
付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに  
同法第七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされ  
る環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金  
」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第  
百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航  
空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に  
譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機  
燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第

項の規定による読替えをして 準用する同法

第五条第二項の規定により特別区が課する税

、同法第七百三十四条第三項において読替

えをして準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に  
交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子  
割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをし

て準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付す  
るものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付  
金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用

する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するもの  
とされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等  
譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百五十一項及び第  
二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付  
金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）、同法第三百  
三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交  
付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに  
同法第四百三十三条第一項 の規定により特別区に交付するものとされ  
る自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付  
金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第  
百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航  
空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に  
譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機  
燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第

十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金の収入見込額の百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十條の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この項において「財源不足額」という。）とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額（以下この章において「財源不足額合算額」という。）が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする

十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金の収入見込額の百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この項において「財源不足額」という。）とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額（以下「財源不足額合算額」という。）が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする

<p>3 及 び 4 略</p>	<p>○</p> <p>当該特別区の財源不足額－当該特別区の基準財政需要額× 財源不足額合算額－普通交付金の総額</p> <hr/> <p>基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需 要額の合算額</p> <p>3 及 び 4 略</p>
----------------------------------	--

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>						
<p>附則</p> <p>（平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十条 平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="162 206 850 1077"> <tr> <td data-bbox="162 206 850 459">第十三条第一号イ</td> <td data-bbox="162 459 850 768">第十四条</td> <td data-bbox="162 768 850 1077"> <p>附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定</p> </td> </tr> </table>	第十三条第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="162 1160 850 2031"> <tr> <td data-bbox="162 1160 850 1413">第十三条第一号イ</td> <td data-bbox="162 1413 850 1722">第十四条</td> <td data-bbox="162 1722 850 2031"> <p>附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定</p> </td> </tr> </table>	第十三条第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定</p>
第十三条第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定</p>					
第十三条第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定</p>					



略	同条	措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。） 読替え後の地方交付税法第十四条
	法第十四条	

（平成二十六年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入額の特例）

第十一条 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七條の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平
----------	------	--

略	同条	措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。） 読替え後の地方交付税法第十四条
	法第十四条	

（平成二十六年度以後における標準的な規模の収入額の特例）

第十一条 平成二十六年度以後の各年度における第三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七條の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平
----------	------	--

第十二条

平成二十九年及び平成三十年における第十三条の規定の適

特例

(平成二十九年及び平成三十年における標準的な規模の収入の額の

略	同条	
	法第十四条	<p>成十一年法律第十七号                  (第八条第一項及び地                  方税法等の一部を改正                  する等の法律(平成二                  十八年法律第十三号)                  第九条の規定による廃                  止前の地方法人特別税                  等に関する暫定措置法                  (平成二十年法律第二                  十五号)第三十九条の                  規定により読み替えら                  れた地方交付税法第十                  四条(以下この条にお                  いて「読替後の地方                  交付税法第十四条」と                  いう。)</p>

略	同条	
	法第十四条	<p>成十一年法律第十七号                  (第八条第一項及び                  地方法人特別税                  等に関する暫定措置法                  (平成二十年法律第二                  十五号)第三十九条の                  規定により読み替えら                  れた地方交付税法第十                  四条(以下この条にお                  いて「読替後の地方                  交付税法第十四条」と                  いう。)</p>

用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号ロ	第十三条第一号イ 第十四条	地方交付税法第十四条	同条	読替え後の地方交付税	<p>附則第七条の二及び第七          七条の三の規定の適用          がないものとした場合          における地方特例交付          金等の地方財政の特別          措置に関する法律（平          成十一年法律第十七号          ）          第八条第一項及び地          方税法等の一部を改正          する等の法律（平成二          十八年法律第十三号）          附則第三十二条第三項          の規定により読み替え          られた地方交付税法第          十四条（以下この条に          おいて「読替え後の地          方交付税法第十四条」          という。）</p> <p>読替え後の地方交付税          法第十四条</p>
----------	------------------	------------	----	------------	--

	同条	法第十四条 読替後の地方交付税
第十三条第二号から第四号まで	同法第十四条	法第十四条 読替後の地方交付税
第十三条第五号	同条	法第十四条 読替後の地方交付税
	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号） 第二条の規定により 読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） 附則第七条の四の規定により 読み替えられた同令
基準財政収入額		基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ず

	<p>る算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>

(平成三十一年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

**第十三条** 平成三十一年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条
	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)</p> <p>第八号第一項の規定により読み替えられた</p>

	同条	<p>地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>読替後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条第一号ロ	地方交付税法第十四条	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p> <p>法第十四条</p> <p>読替後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条第二号から第四号まで	同条	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p> <p>法第十四条</p> <p>読替後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条第五号	<p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</p>	<p>地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）</p> <p>第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附</p>

	基準財政収入額	則第七条の四の規定により読み替えられた同令
		基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

(平成二十八年年度及び平成二十九年年度  
起債許可団体となる額の特例)  
における赤字により

**第十四条** 平成二十八年年度及び平成二十九年年度  
における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条

(平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により  
起債許可団体となる額の特例)

**第十二条** 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条

各号」とする。

(平成三十年度及び平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 平成三十年度及び平成三十一年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成三十二年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成三十二年以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十七条 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

一 五 略

各号」とする。

(平成三十年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十三条 平成三十年以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十四条 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

一 五 略



第八条による改正（国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号））

<p>改正後</p>	<p>21 附則 1～20 略</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号） 附則第三十一条第九項又は第十三項の規定による支払金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。</p>
<p>改正前</p>	<p>1～20 附則 略</p>

附則第十七条による改正（税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号））

<p>改 正 後</p>	<p>（税理士業務の対象としない租税）</p> <p><b>第一条</b> 税理士法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税（法第二条第一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第六項の規定によつて課する普通税を含む。）及び法定外目的税（法第二条第一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含む。）とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（税理士業務の対象としない租税）</p> <p><b>第一条</b> 税理士法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税（法第二条第一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課する普通税を含む。）及び法定外目的税（法第二条第一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含む。）とする。</p>

附則第十八条による改正（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号））

<p>改 正 後</p>	<p>（保険会社に対する損害賠償額の支払の請求）</p> <p><b>第三条</b> 法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 当該自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十三條の十八第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）</p> <p>五及び六 略</p> <p>2 略</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（保険会社に対する損害賠償額の支払の請求）</p> <p><b>第三条</b> 法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 当該自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十六條第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）</p> <p>五及び六 略</p> <p>2 略</p>

附則第十八条による改正（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号））

<p>改 正 後</p>	<p>（随伴用自動車に関する申請書の記載事項）</p> <p><b>第二条</b> 法第五条第一項第六号の政令で定める事項は、法第二条第七項に規定する随伴用自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十三条の十八第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（随伴用自動車に関する申請書の記載事項）</p> <p><b>第二条</b> 法第五条第一項第六号の政令で定める事項は、法第二条第七項に規定する随伴用自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十六条第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）とする。</p>

附則第十九条による改正（国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号））

<p>改 正 後</p>	<p>（法第二条第二項第八号の固定資産）</p> <p><b>第一条の四</b> 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 略</p> <p>八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百五十条第一項若しくは第三項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの</p> <p>九〜十二 略</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（法第二条第二項第八号の固定資産）</p> <p><b>第一条の四</b> 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 略</p> <p>八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百五十条第一項若しくは第二項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの</p> <p>九〜十二 略</p>

附則第二十条による改正（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号））

改正後

（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）

第二条の四 略

2～5 略

6 第三条の二の二十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額</p>
略	略	

7 略

8 第三条の二の二十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

改正前

（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）

第一条の四 略

2～5 略

6 第三条の二の二十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額</p>
略	略	

7 略

8 第三条の二の二十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

るものとする。

略	第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六	山林所得金額	略
		山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額	

るものとする。

略	第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六	山林所得金額	略
		山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額	

附則第二十一条による改正（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号））

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（平成二十九年 再生基準の算定の特例）</p> <p>平成二十九年 再生基準の算定の特例</p> <p>（平成三十年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成三十年度及び平成三十一年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、<u>第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（平成二十八年度及び平成二十九年 再生基準の算定の特例）</p> <p>平成二十八年度及び平成二十九年 再生基準の算定の特例</p> <p>（平成三十年度以後 における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成三十年度以後の各年度 <u>における</u>第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、<u>当分の間</u>、<u>第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、</u>第八条第一号イ(1)中</p>



「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十二年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第五条の二** 平成三十二年以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。